

Ⅲ ちむぐくるでともにつくる 福祉と健康のまち

社会福祉団体育成事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○社会福祉団体育成事業

10,975万円

1. 南風原町社会福祉協議会への補助金 1億191万円

社会福祉協議会は、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、町役場などの行政機関と協力して福祉のまちづくりを進めています。民間組織としての自主性と、住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です。

■南風原町社会福祉協議会の主な活動

①連絡調整活動

- ・社会福祉施設長連絡会の開催
- ・各種関係機関との連携

②調査研究及び広報・啓発活動

- ・委員会の開催(総務・財政委員会、企画・広報委員会)年2回
- ・低所得世帯の調査
- ・各種福祉月間啓発活動(老人・児童・障がい)
- ・福祉まつり(隔年)
- ・社協だより「ちむぐくる」毎月発行
- ・地域福祉懇談会の実施

③低所得者福祉に関する事業(生活福祉資金貸付、助け合い金庫貸付、歳末たすけあい募金による年末激励金の支給、米券等の支給援助)

④高齢者福祉に関する事業(在宅介護支援センター運営事業、介護予防等事業の実施、友愛訪問事業、高齢者健康づくり推進事業、福祉機器貸出事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業)

⑤児童福祉に関する事業

- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・こいのぼり掲揚式(町共催)
- ・子育て支援事業(子育てサロン・子育て講演会)

⑥障がい(児)者福祉に関する事業(障害福祉サービスの実施、地域生活支援事業の実施、障がい者スポレク交流事業、障がい者相談支援事業)

⑦ひとり親家庭福祉に関する事業(就労支援事業、母子福祉制度説明会)

⑧日常生活自立支援事業の推進

⑨福祉総合相談事業の実施

- ・ふれあい福祉相談室(一般相談・法律相談・司法書士相談)

⑩支えあうまちづくり事業

各小学校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を含む全ての個人・世帯を対象に要支援者を把握するとともに、住民による支えあい助け合い活動を推進します。

- ・生活課題の把握と情報共有のシステムづくり

(1)コミュニティソーシャルワーカーの配置(各小学校区)

ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち

- (2) 福祉マップづくり
 - (3) 見守り活動、生活支援活動
 - (4) 移動相談所の設置
 - (5) 企業等との見守り協定の締結及び連絡会の開催
 - ・まちづくりサポートセンターの設置・運営
 - (1) 提供会員、依頼会員の登録・斡旋
 - ⑪ 地域支え合い体制づくり事業の実施
 - ・支えあい・たすけあう地域づくり事業の実施
 - (1) 地域づくり推進委員会の設置・運営
 - (2) 福祉協力員の委嘱と活動支援
 - (3) 住民の"絆"を深める事業・活動への支援(助成金交付)
 - ・住民の交流拠点整備(施設改修)事業の実施
 - ・地域づくりを支える人材育成事業の実施
 - (1) 福祉協力員養成講座の開催
 - (2) 地域づくり講座の開催
 - (3) 各種ボランティア講座の開催
 - ⑫ 小地域福祉ネットワークづくり推進事業
 - ・推進地区の指定と活動支援(17ヶ所)
 - ・ネットワーク連絡会の開催
 - ⑬ ボランティアセンター運営事業
 - ⑭ 各種福祉団体の支援
 - ⑮ 苦情解決事業の実施
 - ⑯ その他の事業
 - ・災害等支援活動の実施(災害見舞金の支給)
2. その他の団体への補助金・負担金
- | | |
|-----------------|-------|
| 沖縄県市町村総合事務組合負担金 | 8万円 |
| 町民生委員児童委員協議会補助金 | 776万円 |



(福祉学習)「車イス体験」

国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

(担当:民生部 国保年金課 課長:高良 星一郎)

○国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

42億3,019万円

国保(国民健康保険)とは、職場の健康保険(社会保険や共済組合)に加入している方、後期高齢者医療保険へ加入している方を除いた75歳未満の方全員が加入する保険で、病気やケガをしたときに安心して医療機関で治療が受けられるようにするための制度です。

毎月、加入者同士が保険税を出し合い、それを医療費の大部分に充て、いざという時の治療費の負担を少なくすることで、加入者の誰もが平等に医療が受けられるようにするための「助け合い」の精神に基づいた制度です。

「国保」の運営は、加入者のみなさんが納めた保険税だけではなく、国や県、町も費用を負担しています。私たちの健康を守る大切な「国保制度」を正しく理解し、みんなで守っていきましょう。

※「国保」は加入者に保険税を納めてもらい、医療費など決まった目的のために支出しています。このため町の一般会計とは切り離して、特別会計で運営しています。

★健康保険チェック!

「被保険者」とは? : 健康保険に加入している人のこと。

国民健康保険とは? : 75歳未満の人で、職場の健康保険や後期高齢者医療保険に加入していない人が加入する保険。(自営業、無職、短時間労働者など)

後期高齢者医療保険とは? : 75歳以上の人全員が加入する健康保険。
(65歳以上で特別な障害がある人も加入できます)

健康保険とは? : 職場の健康保険(社会保険や共済組合)と、市町村が運営する健康保険(国民健康保険や後期高齢者医療保険)があります。
産まれてから亡くなるまで、全国民が加入しなければいけません。

1. 医療諸費 …… 23億4,566万円

病気や怪我などにより医療機関で診察や治療を受けると、かかった医療費の3割分を病院で直接支払い個人負担するだけで、残りの7割は病院からの請求により町の国保会計から支払います。ただし、70歳以上の方は所得に応じて2割又は3割の個人負担となり、未就学児は2割の個人負担です。

<主な経費>

・一般被保険者療養給付費 …… 23億2,569万円

一般の被保険者の診察や治療に対しての医療費の保険者負担分を医療機関に支払う費用です。



健康づくりの推進

- ・ 一般被保険者療養費 …… 1,268万円

被保険者が保険証を持たずに病院で診察や治療を受けると、医療費の全額を自己負担することになります。しかしその後、町国保の窓口で療養費支給の申請手続きを行えば、かかった医療費の保険者負担分を被保険者へ支給します。また、治療の為に柔道整復やはり・きゅうの施術を受けたとき、お医者さんの指示で補装具を購入した場合も療養費として支給されます。

- ・ 審査支払手数料 …… 729万円

診療報酬の審査支払手数料は、委託先の沖縄県国民健康保険団体連合会に支払います。

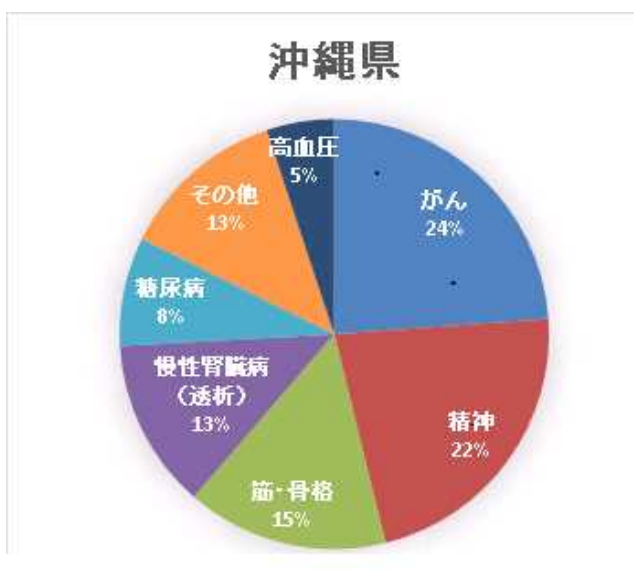
2. 高額療養費 …… 4億5,687万円

世帯にかかる1ヶ月あたりの医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合は、その超えた額を町の国保会計から支給し、国保加入世帯の家計負担を軽減します。支給を受けるには、限度額認定証の発行や払戻(払戻の該当者には役場から後日通知します。)による申請手続きが必要です。

<主な経費>

- ・ 一般被保険者高額療養費 …… 4億5,633万円
- ・ その他 …… 54万円

医療費分析



※医療費の割合(令和2年度) 最大医療資源傷病名による、調剤報酬を含む。

3. 出産育児諸費 …… 2,386万円

国保加入者が出産したときに、出産費や育児費として出産育児一時金42万円を支給します。医療機関への直接支払制度を利用したり、出産費が42万円を下回る場合は、差額分の支給申請をすることで受け取れます。

<主な経費>

- ・ 出産育児一時金 …… 2,385万円
- ・ その他 …… 1万円

4. 葬祭諸費 …… 92万円

国保に加入している方がなくなったときは、葬祭を行った方に2万円支給します。役場での申請手続きが必要です。

5. 国民健康保険事業費納付金 …… 12億3,505万円

沖縄県単位化により沖縄県へ負担する納付金です。沖縄県は各市町村毎に、過去3カ年分の医療費を元に算出する医療費指数と所得指数に応じ事業費納付金が設定されます。市町村は事業費納付金を納付することによって、すべての医療諸費が交付されることになり、毎年の医療費の支出が安定することになります。

6. 健康づくり事業 …… 5,543万円

国保加入者に、医療費以外に特定健康診査・特定保健指導や健康管理に対する支援を行います。国保加入者の健康意識を高め、病気の予防や早期発見などにより健康増進を図ります。

① 特定健康診査等事業 …… 4,816万円

特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健診を実施し、保健指導・栄養指導を行います。

<主な経費>

- ・ 特定健康診査等委託料 …… 2,802万円
- ・ 会計年度任用職員報酬 …… 1,341万円
- ・ その他の経費 …… 673万円



健康づくりの推進

特定健診・特定保健指導の目標と実績

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
特定健診	目標	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
	実績	48.1%	46.9%	48.0%	43.9%	42.2%	39.3%	37.7%	32.8%	
特定保健指導	目標	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	84.0%	84.0%	84.0%	84.0%
	実績	74.1%	65.9%	74.4%	84.0%	85.0%	79.8%	74.4%	75.6%	

※目標は、国が定めた目標(平成20～24年度までに受診率65.0%・実施率45.0%、平成25～29年度までに受診率60.0%・実施率60.0%、平成30年～令和5年度までに受診率60.0%・実施率60.0%)に合わせて、南風原町特定健診等実施計画より設定したものを記載しています。

※実績は、法定報告値(国に報告するために算出した受診率と実施率)を記載しています。令和3年度は法定報告がまだのため、受診率実績・実施率実績を記載していません。

② 健康づくり事業 …… 57万円

健康づくりや疾病予防のためにはり・きゅう・あん摩・マッサージなどの施術に対する支援を行います。

項目	対象者	補助額
はり・きゅう あん摩マッサージ	南風原町国民健康保険に加入している方	1枚800円 (年6枚)

③ 訪問指導・保健衛生普及事業 …… 535万円

特定健診等の受診者のうち、生活習慣病およびメタボリックシンドロームやその予備群など、その他必要な方に対し、自分自身の体の状態が理解でき、病気の予防・改善や健康づくりに取り組めるように保健指導、栄養指導などをおして支援します。特に20代～50代へのインセンティブを活用した保健指導を強化し、重症化予防を行うと同時に、健診受診率向上にむけて取り組みます。

<主な経費>

- ・ 会計年度任用職員報酬 …… 268万円
- ・ 検査委託料 …… 28万円
- ・ 電子機器使用料 …… 41万円
- ・ その他の経費 …… 198万円

④ 医療費対策事業 …… 135万円

医療費通知やジェネリックシールの利用等により、医療費対策に取り組めます。

7. 保険税収納率向上特別対策事業 …… 1,146万円

国保加入者に、国保を理解してもらい、保険税の納付率を向上させて、財政の健全化を図ります。納付指導員を4名配置し、国保加入者への納付指導や口座振替を促進し納付率の向上を図ります。また保険税システムを活用して、国民健康保険への加入や脱退の管理や納付状況の把握を行います。

<主な経費>

- ・ 会計年度任用職員報酬(4名) …… 911万円
- ・ その他の経費 …… 235万円

8. その他の経費(人件費等) …… 1億94万円

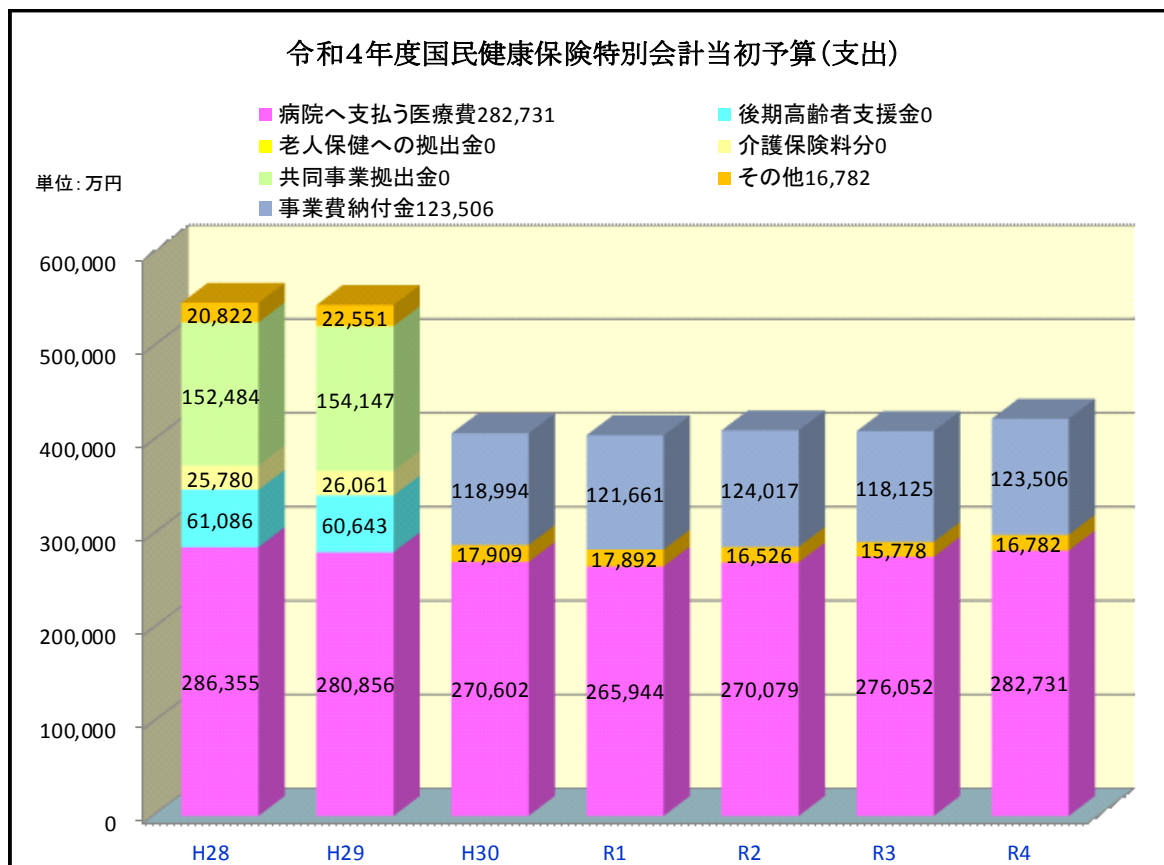
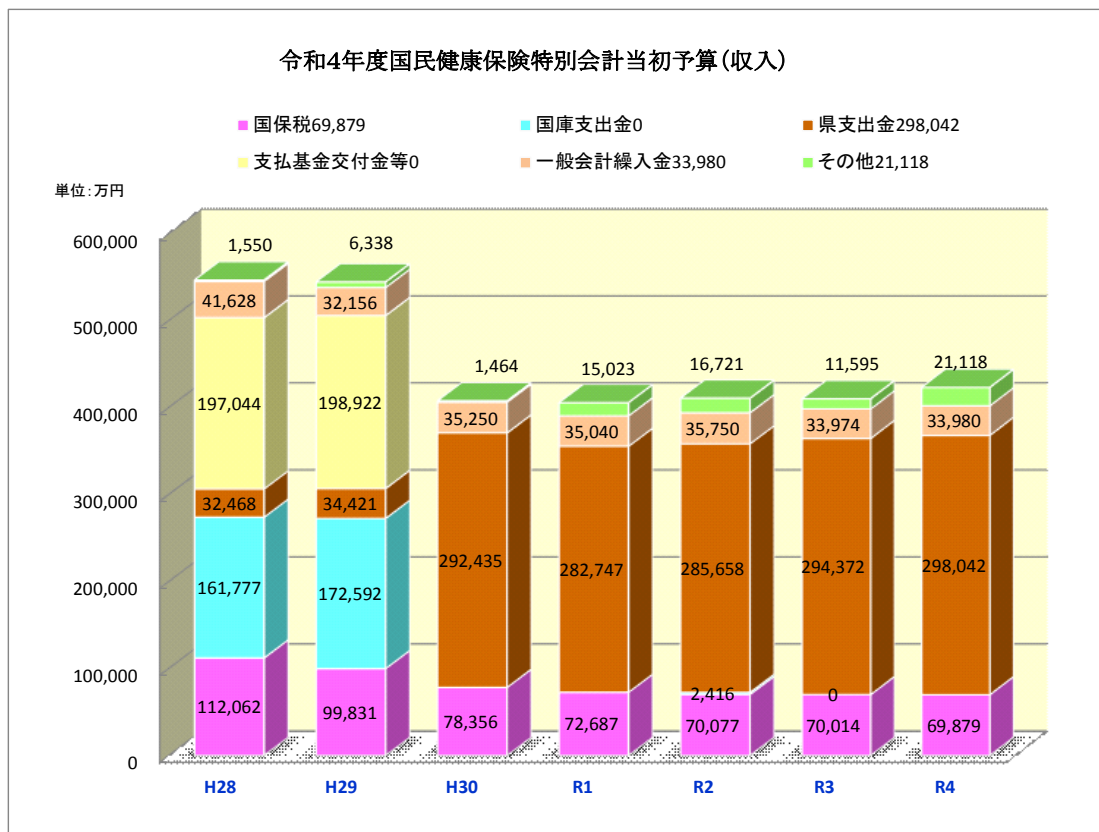
国保加入者数及び保険税納付率推移

年度	世帯数	加入者数(人)			税額 (万円)	納付率 (%)
		一般	退職	合計		
H23	5,265	10,820	372	11,192	6億7,074	95.22
H24	5,344	10,641	500	11,141	6億6,391	95.61
H25	5,343	10,450	498	10,948	6億6,901	96.63
H26	5,333	10,351	437	10,788	6億8,244	97.03
H27	5,266	10,059	342	10,401	6億6,272	97.31
H28	5,143	9,756	200	9,956	6億3,498	97.11
H29	5,054	9,401	107	9,508	6億3,835	97.89
H30	5,058	9,232	47	9,279	6億2,896	96.70
R1	5,019	9,070	8	9,078	6億7,844	95.89
R2	5,074	8,981	0	8,981	6億9,202	96.80

※上記の世帯数、加入者数は各年度ごと平均の数値となります。

※上記納付率は、現年分納付率となります。

健康づくりの推進



国民健康保険特別会計繰出金(一般会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○国民健康保険特別会計繰出金

3億3,980万円

国保事業の円滑で適正な運営に役立てるため、また国保財政の健全性を図るために一般会計から、国保特別会計に対し繰出しています。

1. 保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) …… 1億3,427万円

低所得世帯の、保険税を軽減(2割、5割、7割)する制度があります。その軽減した額を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

<主な経費>

- ・ 財源の内訳 県 …… 1億70万円
町 …… 3,357万円

2. 保険基盤安定繰出金(保険者支援分) …… 7,425万円

国保の保険税は、世帯の所得などで決められます。また、保険税額は市町村が決定するため市町村により額の違いがあります。そのため、市町村によって保険税の収入に格差があり、国保会計の財政力に違いがでてきます。国保財政の健全化を図ることや、保険税が市町村で大きな較差が生じないように、一般会計から繰出しています。

<主な経費>

- ・ 財源の内訳 国 …… 3,713万円
県 …… 1,856万円
町 …… 1,856万円

3. 職員給与費等繰出金 …… 9,473万円

国保年金課の職員の人件費や事務費などの支出のため、一般会計より繰出しています。

4. 出産育児一時金繰出金(制度的繰入金) …… 1,590万円

国保加入者が出産した場合に国保特別会計から42万円を出産育児一時金として支給します。支給する42万円の2/3(町負担分)を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。

5. 財政安定化支援事業繰出金 …… 2,065万円

国保特別会計の財政基盤の安定を図るために、保険税の軽減世帯数や高齢者数などの数値を基に計算して、町負担分を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。



健康づくりの推進

高齢者医療対策費

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○高齢者医療対策事業

3億6,049万円

沖縄県後期高齢者医療広域連合等に、後期高齢者医療広域連合負担金(市町村定率負担金)及び後期高齢者事業費等繰出金(事務費、保険料保険基盤安定負担金)などの経費を負担しています。

<主な経費>

後期・介護一体的実施に係る会計年度任用職員報酬(保健師・看護師)	509万円
後期・介護一体的実施に係る専用車リース料	42万円
後期高齢者医療給付費負担金	2億6,004万円
後期高齢者はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金	29万円
後期高齢者医療広域連合負担金	2,054万円
後期高齢者医療特別会計事務費繰出金	1,094万円
後期高齢者保険料保険基盤安定負担金(保険料軽減分)	6,195万円
その他経費	122万円

婦人がん検診事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○婦人がん検診事業

975万円

町では、婦人がん検診を集団検診及び個別検診で行っています。

<主な経費>

婦人がん検診委託料金	941万円	その他の経費	34万円
------------	-------	--------	------

1. 集団検診 …… 町が指定した日時、場所にて行う検診です。
対象者 子宮がん……南風原町に住んでいる、20歳以上の女性
乳がん ……南風原町に住んでいる、50歳以上の女性
実施期間 : 令和4年8月1日、9月2日、10月11日(年3回実施)
場 所 : ちむぐくる館
2. 個別検診 …… 町が契約した指定医療機関にて行う検診です。
実施期間 : 令和4年4月1日～令和5年3月31日
場 所 : 各指定医療機関

※契約医療機関

- ・沖縄県健康づくり財団・沖縄第一病院・南部徳洲会病院・与那原中央病院・とよみ生協病院
- ・豊見城中央病院附属健康管理センター・那覇市立病院健診センター・沖縄赤十字病院

3. がん検診推進事業

がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を図り、健康保持・増進を図るため、がん検診受診率を50%に上げることを目的として、次表の年齢の女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳と検診費用が無料となるクーポン券を送付し、受診促進を図ります。

【 子宮頸がん無料クーポン券対象年齢 】

年齢	生年月日
20歳	平成13年4月2日～平成14年4月1日

【 乳がん無料クーポン券対象年齢 】

年齢	生年月日
40歳	昭和56年4月2日～昭和57年4月1日

住民健診(健康診査)事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○住民健診(健康診査)事業

2,567万円

町民の健康増進を図るため、20歳から40歳未満の方で学校・職場などで健康診査を受けられない方や生活保護受給者を対象に、基本健康診査(身長、体重、血圧、腹囲、尿検査、血液検査、医師の診察)を全額補助しています。40歳以上の方は、人間ドック、胃・肺・大腸のがん検診の検査料金の補助が受けられます。

<主な経費>

基本健康診査委託料金 …… 268万円

(個別町負担額1人: 7,271円、集団町負担額1人: 6,906円)

胃がん検診委託料 …… 866万円 (バリウム補助額: 4,100円)

肺がん検診委託料 …… 766万円 (レントゲン補助額: 1,500円、喀痰補助額: 2,300円)

大腸がん検診委託料 …… 415万円 (検便補助額: 1,900円)

歯周疾患検査委託料 …… 35万円 (検査補助額: 3,500円)

その他 …… 217万円



令和4年度 集団健診(予約制)

番号	健診日		受付時間	健診会場	対象区	胃がん 検診
1	5月31日	火	8:30～10:00	ちむぐる館	与那覇・新川・東新川 山川・兼本ハイツ	○
2	6月28日	火			宮平・宮城	○
3	7月5日	火		津嘉山地域 振興資料館	津嘉山	○
4	7月17日	日		ちむぐる館	全区域	○
5	7月25日	月			兼城・兼平	○
6	8月23日	火			大名・北丘ハイツ・宮平ハイツ 慶原・第一団地・第二団地	○
7	9月20日	火			本部・喜屋武・照屋・神里	○
8	10月2日	日		ちむぐる館	全区域	○
9	11月8日	火	★ナイト健診★		×	
10	11月27日	日	全区域		○	
11	1月29日	日	8:30～10:00	全区域	○	

令和4年度 婦人がん集団検診(予約制)

番号	健診日		受付時間	健診会場	対象区
1	8月1日	月	8:30～10:00	ちむぐる館	全区域 ※乳がん・子宮頸がん
2	9月2日	金			
3	10月11日	火			

後期高齢者医療事業(後期高齢者医療特別会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○後期高齢者医療事業

3億3,853万円

後期高齢者医療制度は、県内すべての市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市石川在)が運営主体となります。広域連合では、被保険者の資格管理、保険料や給付の決定などを行い、各市町村は、保険料の徴収と各種申請、届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を行っています。

<主な経費>

後期高齢者医療広域連合納付金	・・・	3億2,569万円
その他(人件費等)	・・・	1,284万円

★Pointチェック

国民全ての方が、75歳の誕生日の当日からは後期高齢者医療制度の被保険者となります。また65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方も対象となります。

後期高齢者医療制度では、被保険者証が1人に1枚ずつ交付され、被保険者となる全員が1人ひとり保険料を納めることとなります。

令和4年度は、昭和22年生まれの方が、誕生日の日から新たに後期高齢者医療制度に加入することとなります。

◎ 自己負担割合

医療機関で支払う自己負担は、所得区分によって異なり下の表のとおりです。

区 分	区分Ⅰ	区分Ⅱ	一般	区分Ⅰ(現役並み所得者)	区分Ⅱ(現役並み所得者)	区分Ⅲ(現役並み所得者)
負担割合	1割	1割	1割	3割	3割	3割

※令和4年10月から一般区分のうち一定所得以上の世帯は「2割負担」となります。

◎ 保険料の決め方

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で算定されます。

均等割額 48,440円	+	所得割額 (所得 - 430,000円) × 8.88%	=	保険料 (上限は66万円)
-----------------	---	---------------------------------	---	------------------

※ 低所得世帯の方は、保険料が軽減される場合があります。

- ・ 均等割額保険料 … 2割軽減 ・ 5割軽減 ・ 7割軽減

健康づくりの推進

介護予防事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○介護予防事業

4,071万円

1. 一般高齢介護予防通所事業(地域型) 1,249万円

地域の公民館・集会所・ちむぐる館(中央型)を拠点にして健康チェック・レクリエーション・介護予防運動・趣味活動(グラウンドゴルフ、健康講話、手工芸など)を提供し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を促進し、社会的孤立感の解消や自立した生活の支援を行います。

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら事業を実施しています。

主な経費 一般高齢介護予防通所事業委託料 1,249万円

18の自治会で実施しています。

実施施設 : 「各自治公民館・集会所」



▲地域ミニデイサービスの様子(宮城)



▲中央型ミニデイの様子(ちむぐる館)

2. 食の自立支援サービス事業(配食サービス)

234万円

自宅で生活する高齢者が健康で自立した生活を送ることができるために、栄養バランスのとれた食事を届け、高齢者の食生活の確保と健康の維持を図ると共に、安全の確認をするなど生活の支援を行います。

主な経費 食の自立支援サービス事業委託料 234万円

対象者 : おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯やこれに準ずる世帯の高齢者等かつ調理が困難な方で支援が必要だと認めた方。

内容 : 月曜から金曜、昼食、夕食で必要な範囲で決定。(年末年始除く)

利用料 : 1食 300円

3. 高齢者水中運動教室 484万円

膝・腰などの関節に疾患がある方等を対象に、水中運動による症状改善を目的として、高齢者水中運動教室を開催します。

主な経費 一般介護予防事業 水中運動教室委託料(一般クラス、2教室) 59万円

一般介護予防事業 水中運動教室委託料(フォローアップクラス)(通年) 233万円

介護予防・生活支援サービス事業 水中運動教室委託料(通年) 192万円

(要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方)

4. 運動機能向上事業 講師謝礼金 97万円

【一般介護予防事業 訪問型サービス事業】

保健師・看護師・運動指導士・リハビリテーション職の専門職が、要介護状態及び要支援状態になるおそれのある高齢者の居宅を訪問し、必要な相談・指導を実施することにより、要介護状態等になることを予防し自立した生活を送れるよう支援します。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 20万円

【一般介護予防事業:地区公民館】

運動習慣を身につけ、筋力柔軟性の向上を図ることで要介護状態となることを予防するため、月2回運動指導士等を派遣して指導しています。令和3年度までは2地区でしたが、令和4年度は4地区へ派遣予定しています。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 77万円



◀ 与那覇地区での体操の様子

5. 介護予防サポーター養成講座(基礎編) 講師謝礼金 3万円

高齢者の加齢に伴う生活や心身の変化と介護予防の重要性についての講話やがんじゅう体操等の実技指導を行うこと等で、介護予防の担い手として活動する地域の介護予防サポーターを養成し、自主的な介護予防活動を図ることを目的とします。専門家による講話や実技指導を実施します。

主な経費 講師謝礼金 3万円

6. リハビリテーション専門職謝礼金 53万円

地域における介護予防の取組みを機能強化し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指し、高齢者の自立支援に対する取組みを推進します。

主な経費 リハビリテーション専門職謝礼金 53万円

7. 操体事業 講師謝礼金 24万円

介護予防を目的とした健康体操の一つとして、操体法の講師を派遣して指導しています。

主な経費 操体事業講師謝礼金 24万円

実施場所 町総合保健福祉防災センター(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・毎週)
津嘉山児童館(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・毎週)

健康づくりの推進

8. 運動機能向上事業 660万円

一般介護予防事業は、高齢者の介護予防を促進するため、専門の事業者が安全かつ効果的に運動プログラムで指導します。

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、個々に合わせたプログラムを作成し、健康運動指導士等の専門員による自重負荷運動やマシントレーニング等を指導、週2回で3ヶ月程度実施します。

主な経費 一般介護予防事業

イ. 筋力トレーニング教室(一般・フォローアップ)(通年)委託料 235万円
ロ. サーキットマシントレーニング教室委託料 41万円

介護予防・生活支援サービス事業

筋力トレーニング教室(通年)委託料 384万円



▲運動機能向上事業(一般介護予防事業)

「NB沖縄」

9. 総合事業プラン作成委託料 346万円

要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

主な経費 総合事業プラン作成委託料 346万円

10. その他、介護予防事業 921万円

介護予防事業実施をスムーズに行うため保健師、看護師を配置し各種介護予防事業を実施していきます。

主な経費 介護予防事業看護師・運動指導士報酬等 869万円
その他需用費・役務費・使用料等 52万円

認知症施策推進事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

○認知症施策推進事業

603万円

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症の容体の変化に応じ、すべての期間を通じて必要な医療・介護などが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築することを目的に事業を推進します。

1. 認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図る為の取り組みを推進するための、中心的な役割として認知症地域支援推進員の配置を行います。令和3年度から1名増員し、2名体制となります。具体的には以下の業務を行います

- ①認知症の人やその家族を支援する相談や関わり方の指導
- ②認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ③認知症の容態に応じた適時適切な医療・介護等の提供

主な経費 看護師嘱託員報酬等(認知症地域支援推進員) 575万円

2. 認知症初期集中支援チームの設置

専門医・専門職で構成するチームで、認知症の人やその家族に早期に関わり、認知症の早期診断・対応に向けて支援を行う事業です。

主な経費 認知症初期集中支援チーム等設置促進事業委託料 17万円

3. 認知症カフェ

認知症の方や家族、地域住民が認知症について学び、交流する場を作ります。

主な経費 講師謝礼金等 11万円

介護保険運営事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

○介護保険運営事業

3億8,812万円

南風原町の介護保険は、「沖縄県介護保険広域連合」に加入し運営されています。介護保険広域連合が安定的に運営されるよう、介護給付費及び予防給付費に要する費用の12.5%に相当する額を介護保険広域連合に支出しています。

主な経費

- 沖縄県介護保険広域連合負担金 3億8,597万円
- ・一般会計にかかる予算 7,261万円
- ・特別会計にかかる予算 3億1,336万円
- (介護保険給付費等 2億8,984万円 予防給付費等 2,352万円)
- ・窓口受付業務会計年度任用職員・その他の経費 215万円



健康づくりの推進

【沖縄県介護保険広域連合】 <http://www.okinawa-kouiki.jp/index.html>

広域連合では、29市町村が一つの大きな組織を作ることによって、介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図っていきます。また、構成市町村の英知を結集して、保険料やサービスの適正化をはじめ、離島などサービス基盤の不十分な地域への対策など、諸課題の解決に取り組むことによって、効率的で質の高い事業の実施を目指しています。

令和3年度から65歳以上の方（第1号被保険者）の年間保険料が改定されました。

3年ごとに見直しを行う第1号被保険者のランク地域、保険料が以下のとおり改定されています。南風原町は、令和3年度から令和5年度までは第2ランク地域となっています。

低所得者向けに公費を投じて、第1段階～第3段階の保険料の軽減を行います。

ランク地域(R3～R5)

第1ランク地域

伊平屋村・北中城村・北谷町・南大東村・八重瀬町・久米島町

第2ランク地域

豊見城市・南風原町・読谷村・西原町・伊江村・国頭村・金武町

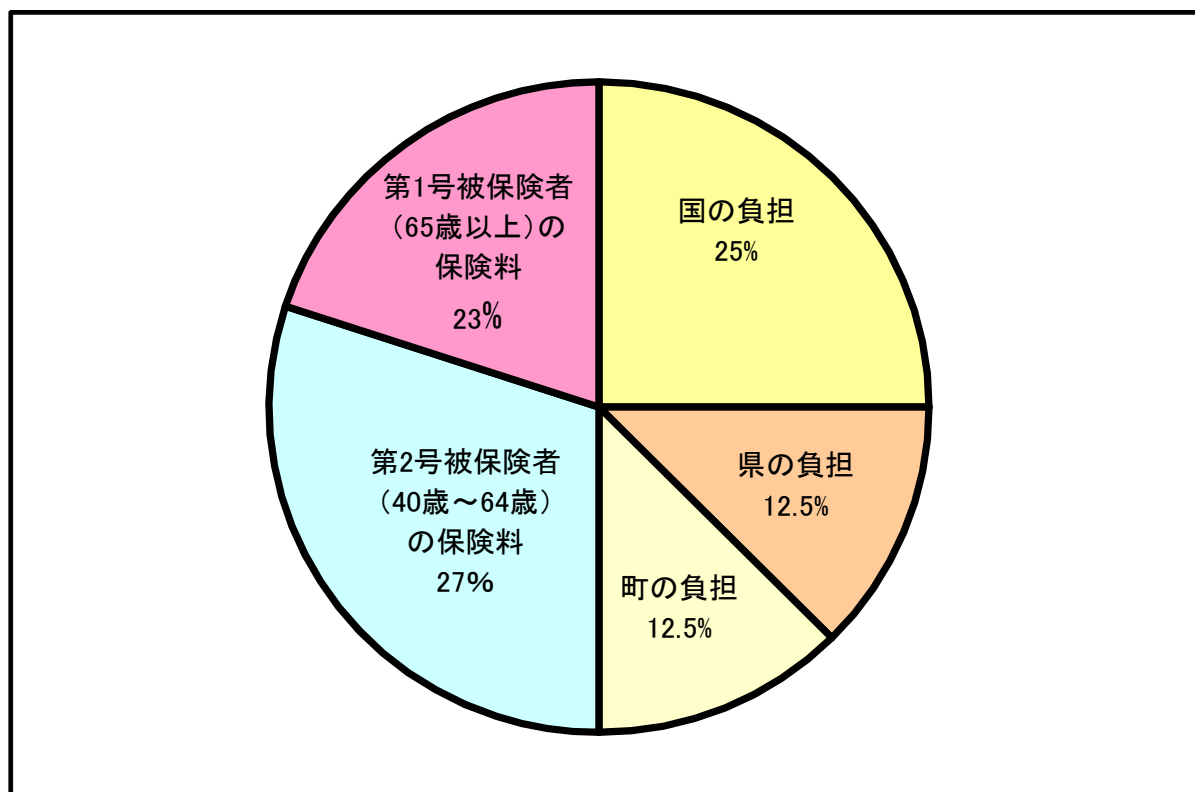
第3ランク地域

宜野座村・本部町・南城市・嘉手納町・中城村・与那原町・恩納村・北大東村・大宜味村・今帰仁村・東村・渡嘉敷村・伊是名村・渡名喜村・座間味村・栗国村



65歳以上の方（第1号被保険者）の年間保険料（R3～R5）

段階	対象者	保険料年額		
		第1ランク	第2ランク (南風原町)	第3ランク
第1段階	生活保護者、世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	22,723	24,480	27,022
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	37,872	40,800	45,036
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	53,020	57,120	63,050
第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、年金収入等が80万円以下の方	68,169	73,440	81,064
第5段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、年金収入等が80万円を超える方	75,744	81,600	90,072
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	90,892	97,920	108,086
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	98,467	106,080	117,093
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	121,190	130,560	144,115
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	136,339	146,880	162,129
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	143,913	155,040	171,136
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	151,488	163,200	180,144
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	159,062	171,360	189,151



介護保険の負担割合グラフ
(保険料50%、公費50%)

新生児妊産婦訪問指導事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○新生児妊産婦訪問指導事業

140万円

助産師または保健師が、初妊婦・初産婦さんや生後1か月前後の赤ちゃんのいる家庭を訪問します。主に第1子を対象に訪問していますが、第2子以降で希望する方にも実施しています。産前産後の体調や子育ての相談にご活用ください。

主な経費

新生児訪問及び
妊産婦訪問指導委託料 140万円



未熟児養育医療事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○未熟児養育医療事業

854万円

身体の発育が未熟なまま出生し、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費にて負担する制度です。医療費は当該乳児の属する世帯の市町村民税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。

主な経費

未熟児養育医療費 854万円

1歳6か月児健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○1歳6か月児健康診査事業

212万円

1歳7か月～8か月児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。

健診の内容は、身体計測・貧血検査・歯科医診察・歯科衛生指導・小児科医診察・栄養指導・保健指導です。お子さんの発育・発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

主な経費

医師等謝礼金 140万円

健診委託料 66万円

通信運搬費 6万円



3歳児健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○3歳児健康診査事業

337万円

3歳5か月～7か月児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。

健診の内容は、身体計測・尿検査・視力検査・歯科医診察・小児科医診察・歯科衛生指導・栄養指導・保健指導です。お子さんの成長発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

主な経費

医師等謝礼金 71万円

健康診査委託料 193万円

通信運搬費等 32万円

消耗品等(全乳幼児健診分) 41万円



健康づくりの推進

妊婦一般健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○妊婦一般健康診査事業

5,169万円

妊婦健診は保険適用外のため、その費用が全額自己負担となります。妊婦さんの経済的負担を軽減する目的で、平成21年度から公費負担回数が最大14回に拡大されました。妊婦健康診査受診票に記載された検査項目については、無料で受診することができます。

さらに令和4年度から、多胎妊婦の妊婦1名につき、5回の追加健診の助成を行います。また、県外での里帰り出産を希望する妊婦さんにも公費負担で健診が受けられるように、妊婦一般健康診査費用を助成しています。

対象: 南風原町に住民票がある妊婦

主な経費

委託料	5,109万円
助成金	25万円
消耗品等	35万円



妊婦健康診査内容及び公費負担額等

公費補助(全14回)	望ましい健診時期 (有効期限)	健診内容	公費負担額
1回目	妊娠初期	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(血液型検査、不規則抗体検査、梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、血糖検査、貧血検査) 3. 子宮頸がん検査 4. 超音波検査	9,000円
2回目	(20~23週)	1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	5,000円
3回目	(24~28週)	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査、血糖検査) 3. 超音波検査	6,000円
4回目	(29~33週)	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査) 3. 超音波検査	6,000円
5回目	(34~出産)	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査、GOP、GPT) 3. 帯下培養 4. 超音波検査	6,000円
9-1回目	9-1回目~9-9 回目は順番が前 後することも可能	1. 基本的な健康診査	5,040円
9-2回目		1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	9,820円
9-3回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-4回目		1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	9,290円
9-5回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-6回目		1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	9,820円
9-7回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-8回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-9回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
風疹・HIV・クラミジア検査	1回目・できるだけ 早い時期	風疹ウイルス抗体価検査、HIV抗体価検査、クラミジア抗原検査	5,640円
HTLV-1抗体検査	3~5回目 30週頃までに	HTLV-1抗体価検査	2,290円

※「1. 基本的な健康診査」では、問診等による健康状態の把握、体重測定、血圧測定、尿検査等の定期検査、保健指導が行われます。

※上記それぞれの検査については、公費負担により無料で受診することができますが、項目以外の検査料は自己負担となります。

…例えば、超音波検査がない回に超音波検査を受けた場合の検査料金は自己負担になります。

※親子(母子)健康手帳交付時の週数に応じて必要な回数の受診票が発行されます。

(2・3・4・5回目の受診票には有効期限が設けられています。妊娠がわかったら早めに親子健康手帳の交付を受けましょう。)

(注) 多胎児妊娠の場合に追加交付する受診票については使用週数の定めのないものとし第9-1、9-3、9-5、9-7、9-8の計5回分とする。

乳児一般健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○乳児一般健康診査事業

659万円

1歳未満の乳児を対象に前期(生後4か月頃)と後期(生後10か月頃)に各1回ずつ、毎月1回程度実施しています。健診の内容は、身体測定・貧血検査(後期のみ)・小児科医診察・保健指導・栄養指導です。また、令和2年度より歯科衛生士による歯科衛生指導(後期のみ)も導入しています。お子さんの発育・発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

主な経費

健康診査委託料	621万円
印刷製本費	24万円
通信運搬費	14万円



長寿県復活 食の応援事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○長寿県復活 食の応援事業

444万円

「健康長寿おきなわ」の復活に向けて、町民へ県や町の食習慣の実態や課題を伝え、生活習慣病の発症や重症化を予防するために食習慣の改善方法を提供していきます。事業内容としては小学5年生・中学2年生への生活習慣病予防健診を実施します。

主な経費

- ・学童生活習慣病予防健診委託料 430万円
- ・通信運搬費 14万円



健康づくりの推進

予防接種事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○予防接種事業

2億6,814万円

1 乳幼児や児童・生徒の予防接種

予防接種は、病原体からつくられたワクチンを接種することによって、免疫をつくるものです。大部分の感染症は一度かかると、その病気に対する免疫ができます。同様に感染症の原因となる病原体(ウィルスなど)の毒性を弱めたワクチンを接種することにより、病気にかからないように免疫をつくり、お子さんを感染症から守ることができます。

乳幼児や児童・生徒の予防接種は、個別(指定病院)で実施します。対象となるお子さんの保護者へ個別に通知します。



①子どもの予防接種の種類(自己負担はありません)

☆ヒブワクチン

- 対象年齢: 生後2カ月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1人当たり経費: 9,647円

☆小児用肺炎球菌ワクチン

- 対象年齢: 生後2カ月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1人当たり経費: 13,083円

☆4種混合(D:ジフテリア、P:百日咳、T:破傷風、IPV:不活化ポリオ)

- 対象年齢: 生後3カ月～7歳半未満
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 初回3回接種後、1年後に1回
- 1人当たり経費: 12,353円

☆ロタウイルス

- 対象年齢: 出生6週0日後～24週0日後(ロタテックの場合は32週0日後)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 2回(又は3回)
- 1人当たり経費: ロタリックス: 15,763円、ロタテック: 10,736円
- ※接種するワクチンの種類によって対象年齢・接種回数が変わります。

☆BCG(乳幼児結核)

- 対象年齢: 生後5カ月～1歳未満
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 1回 ○1人当たり経費: 10,593円

☆MR(麻しん(はしか)・風しん(三日はしか))

- 対象年齢:1期は、1歳～2歳未満。2期は、5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:各年齢とも対象年齢期間中に1回接種
- 1人当たり経費:11,803円
- ※1期・2期の対象年齢時に接種機会を逃した方へ行政措置による公費(無料)助成を行っています。

☆水痘(みずぼうそう)

- 対象年齢:1歳～3歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:2回接種 ○1回当たり経費:10,043円

☆B型肝炎ワクチン

- 対象年齢:生後2カ月～1歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:3回接種 ○1人当たり経費:7,759円
- ※ただし、母子感染予防の為にB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は対象外です。

☆日本脳炎

- 対象年齢:1期3歳～7歳半未満、2期9歳～13歳未満。その他特例措置等。
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1期初回2回・1期追加1回、2期1回
- 1人当たり経費:8,668円

☆DT(ジフテリア・破傷風)2期

- 対象年齢:11歳～13歳未満(小学6年生)
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回 ○1人当たり経費:4,983円

☆子宮頸がんワクチン

- 対象年齢:中学1年生～高校1年生(3回接種)、○1人当たり経費:1回16,753円
- ※令和4年度より積極的な接種勧奨(対象者への予診票送付)を再開します。
- ※接種勧奨を控えていた期間に、予防接種の期間を逃した方を対象として、キャッチアップ接種を実施します。対象者及び対象期間は以下の通りです。
- ・キャッチアップ対象者:平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性
- ・キャッチアップ期間:令和4年度～令和6年度の3年間
- キャッチアップ接種対象者に対しまして、令和4年度5月を目処に予診票を送付します。

健康づくりの推進

2 高齢者の予防接種

☆高齢者インフルエンザ予防接種

- 対象年齢:65歳以上
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回 ○接種時期:10月初旬から翌年の2月末日
- 1人当たり経費:5,307円
- ※自己負担額:1,000円。対象者には個別に通知します。

☆高齢者肺炎球菌

- 対象年齢:今年度で65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回 ○1人当たり経費:8,761円
- ※過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外です。
- ※自己負担額:4,000円。対象者には個別に通知します。



3 成人の方への予防接種

☆風しん抗体検査・予防接種

- 対象年齢:昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性
- 接種場所:受託医療機関に各自で電話予約をして受けます
- 接種回数:抗体検査1回、予防接種1回(検査の結果、十分な量の抗体がない方)
- 1人当たり経費:抗体検査6,952円、予防接種10,263円

主な経費

医師への予防接種委託料等	2億6,391万円
予防接種通知の経費(印刷費・郵送費)	382万円
その他の経費	41万円

※予防接種を受けるとその病気にかかりにくくなったり、かかっても重症になることを防ぐことができます。また、受ける方が多ければ多いほど流行を防ぐことができます。そのため、たくさんの方に接種していただけるよう、町では予防接種(高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザを除く)の自己負担を免除し、病気の予防活動につなげています。

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○新型コロナウイルスワクチン接種対策事業

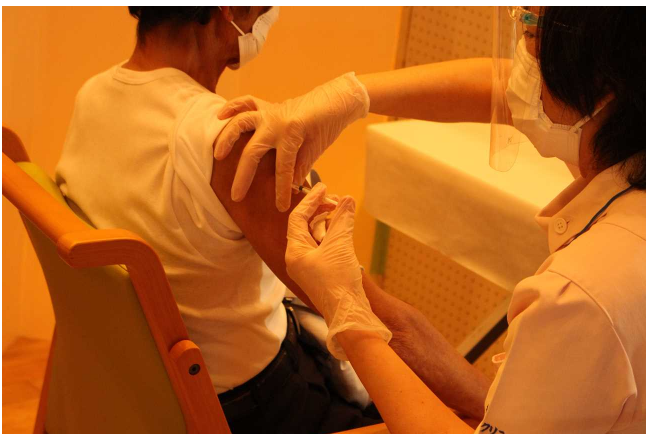
3,268万円

新型コロナウイルスワクチンの接種費用です。

- 対象年齢: 5歳以上
- 接種回数: 3回(12歳以上)、2回(12歳未満)
- 接種場所: 町立中央公民館での集団接種及び町指定医療機関での個別接種
- 1回当たり経費: 2,277円



【接種会場の様子】



子ども・子育て支援の充実

宮平保育所運営事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○宮平保育所運営事業

7,662万円

宮平保育所は唯一の町立保育所です。働く保護者に代わってお子さんをお預かりし、家庭や地域社会と連携を図りながら、子どもたち一人ひとりの健康と安全を保障した保育を行っています。就労形態の変化や多様化する保育ニーズに応えるため、地域の子育ての実態を捉えながら子育て支援に努めています。また、特別な配慮を必要とする子どもたちへの適切な支援にも率先して取り組み、養護と教育が一体となった保育環境の下で地域の子どもたちの豊かな人間性を育てています。



☆ 『運動あそび発表会』エイサーに挑戦！

☆ 心を一つに頑張った『おゆうぎ会』

○主な経費

職員報酬・職員手当・旅費

3,087万円

日常の保育業務を行う会計年度任用職員(保育士・調理員など)を雇用しています。

給食材料費

500万円

栄養のバランスがとれた園児の給食・おやつ・ミルクの賄材料代です。

光熱水費

237万円

保育所を運営するにあたって必要な電気・水道・ガスの使用料金です。

改修工事費等

2,904万円

保育環境改善のために、保育所の改修工事や空調機の整備を行います。

その他の費用

934万円

保育所を運営するにあたって必要不可欠な行事費、事務用品費、健康診断料、施設の修繕費、電話料金、保険料、衛生管理等経費となります。

認可保育園事業・補助(保育所運営費)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認可保育園事業・補助(保育所運営費)

23億2,279万円

保育所は、乳幼児を持つ保護者が仕事をしていたり、病気や出産などの理由により保育を必要とする場合に、保護者に代わってその乳幼児を保育することを目的とする施設です。近年、核家族の増加や共働き家庭の増加、勤務形態の多様化により保育の需要が高まっています。町では、その要望に応えるために町内法人(認可)保育園16ヶ所及び町在住児童が通う町外認可保育園に対して町から補助金を交付し、保育の充実を図ります。

★Pointチェック!

法人(認可)保育園とは園の広さや設備、職員の数や資格、保育内容について国が設けた基準をクリアして認可された保育園です。また、法人(認可)保育園は、保育料の他、国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

各園への補助金額

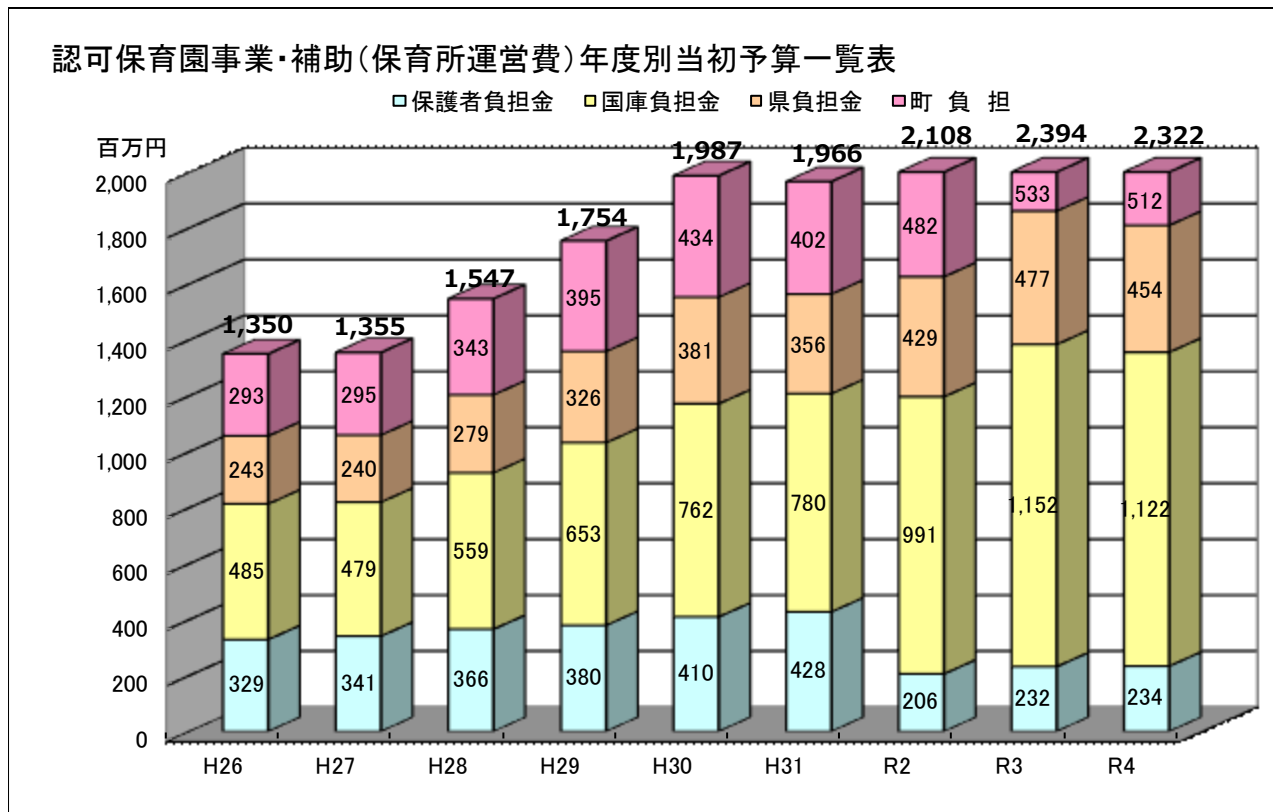
津嘉山保育園	1億8,106万円
かねぐすく保育園	1億1,624万円
南風原はなぞの保育園	1億6,845万円
若夏保育園	1億7,521万円
みつわ保育園	1億5,802万円
さんご保育園	2億0,993万円
はえばる保育園	1億7,651万円
マイフレンズ保育園	1億2,742万円
ていだ保育園	1億4,451万円
なのはな保育園	1億3,951万円
よなは保育園	1億2,023万円
やまがわ保育園	1億3,410万円
ももの木保育園	1億1,146万円
南風原やまびこ保育園	1億0,000万円
明星保育園	1億3,546万円
よなは第2保育園	1億2,393万円



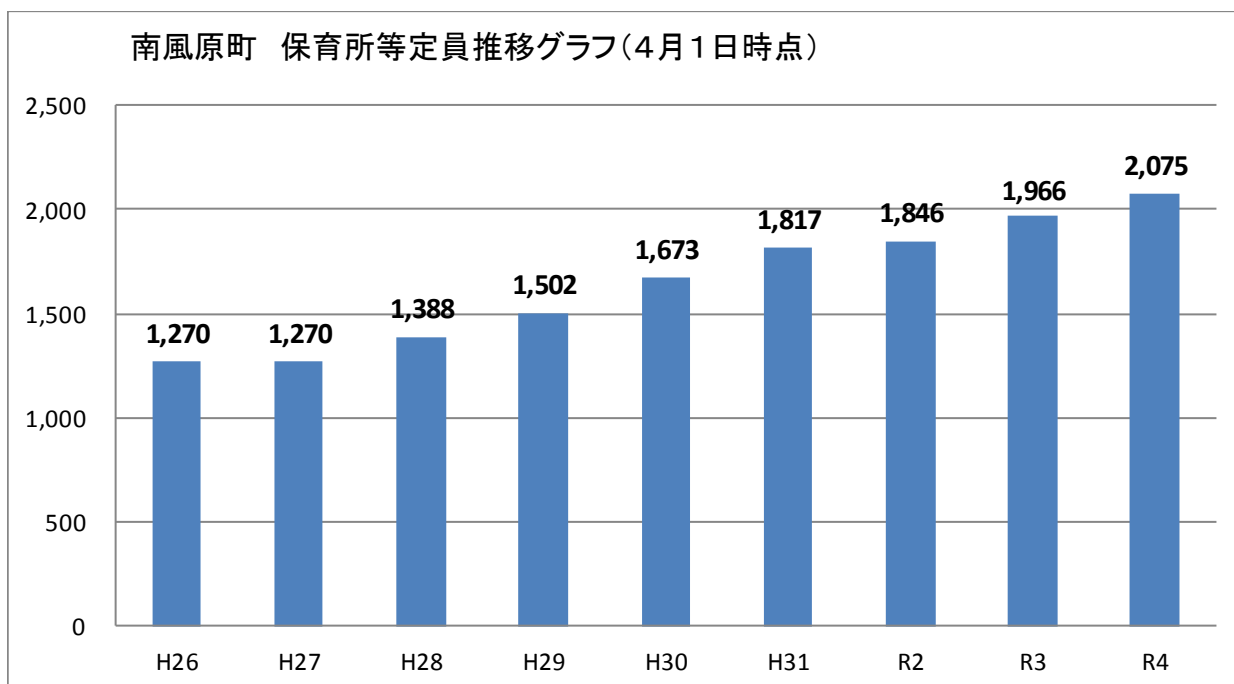
▲高い山!みんなでチャレンジ♪

町外認可保育園	75万円
合計	23億2,279万円

子ども・子育て支援の充実



▲認可保育園運営費補助金(主食費含む)年度別・財源別グラフ



▲南風原町保育所(園)年度別定員数グラフ(法人・地域型保育施設、認定こども園(保育認定)合算分)

延長保育促進事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○延長保育促進事業

3,499万円

延長保育は、仕事などにより定刻の時間に保育園へ乳幼児の迎えができない保護者に対応するために、午後6時から午後7時まで延長して保育を行う事業です。町内にあるすべての認可保育園・地域型保育施設(小規模保育施設のみ)・認定こども園で実施します。町は、延長保育事業に対して法人保育園等へ補助金を交付し保育の充実を図ります。

主な経費

延長保育促進事業補助金 3,499万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲本部公園でいっば〜い遊んだよ(^o^)



▲みんな大好きジャングルジム

障がい児保育事業(町単独事業)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○障がい児保育事業(町単独事業)

6,292万円

障がい児の発達と障がい児保育の総合的な推進を図るため、原則として集団保育が可能な障がい児などの保育を実施する事業です。町内では、町立宮平保育所・認可保育園・認定こども園で実施します。町は、障がい児保育事業を行う法人保育園等に対して補助金を交付し、障がい児保育の充実を図ります。

主な経費

- ・宮平保育所(人件費等) 877万円
- ・ティーチャーズトレーニング 16万円
- ・法人保育園障がい児保育実施補助金 5,399万円



子ども・子育て支援の充実

一時保育事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○一時保育事業

943万円

一時預かり(保育)事業は、保護者の仕事、職業訓練、就学等により週3日又は、月15日以内を限度として、断続的に家庭での保育が困難となる児童や、保護者の傷病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童をお預かりする事業です。

町内では、町立宮平保育所や認可保育園2園で実施します。町は一時預かり事業を行う法人保育園に対して補助金を交付して保育の充実を図ります。



▲夏祭り かわいいじんべいさんだよ♪

主な経費

宮平保育所運営費	317万円
法人保育園補助金(かねぐすく保育園・みつわ保育園)	626万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

認可保育園事業・町単独事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認可保育園事業・町単独事業

976万円

認可保育園事業・町単独事業は、待機児童の解消に向けた保育士確保を図るため、新たに認可保育所等に就職し、一定期間継続勤務した保育士に対し、保育士就職支援一時金を交付します。また、保育所等において行われる発達支援児保育事業の円滑な実施を図るため、巡回指導員等の報償費を支出しております。

1. 保育士等就職支援一時金 920万円
新たに認可保育園等に、就職した保育士1人あたり年10万円を交付します。
2. 発達支援児保育巡回指導員・措置会議謝礼金、講師謝礼金など 56万円



▲バタフライピーのお花で水遊び



▲みんなでわっしょい！夏祭り(*^-^*)

★Pointチェック!

認可保育園 : 沖縄県が定めた基準(保育室面積・保育士数など)を満たし、県から認可された保育園を認可保育園といいます。(町立の宮平保育所を含めて、町内には現在17園あります)。

地域型保育事業所 : 南風原町が定めた設備などの基準を満たし、町から認可された事業所を地域型保育事業所といいます。(町内には事業所内保育施設1箇所、小規模保育施設5箇所があります)。

子ども・子育て支援の充実

地域型保育事業・補助

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○地域型保育事業・補助(事業所内保育・小規模保育運営費) 2億8,656万円

地域型保育事業(事業所内保育・小規模保育)は、平成27年度より施行された子ども・子育て支援制度に伴い市町村が設置認可・確認を行い、待機児童の多い0歳児から2歳児を受け入れる施設です。

事業所内保育事業は、事業所の所在地の各市町村が設置認可・確認した事業所内保育所にて、従業員の児童以外に地域の待機児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

小規模保育事業は、南風原町が設置認可・確認した小規模保育事業所にて6人以上19人以下の児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

事業所内保育所・小規模保育事業所は、保護者からの保育料及び国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

《主な経費》

事業所内保育所・小規模保育事業所運営費 2億8,656万円

(財源内訳)

国庫支出金	1億5,978万円
県支出金	5,935万円
町負担	6,743万円

《対象施設》

・事業所内保育事業所

- ①よいサマリヤ人保育園(町内)
- ②キティーハウス(西原町)
- ③きらら保育園(八重瀬町)
- ④ビンプ保育園(那覇市)
- ⑤ふたば保育園(豊見城市)
- ⑥いずみのもり保育園(那覇市)

・小規模保育事業所

- ①めだか保育
- ②くわの実保育園
- ③たいようのおか保育園
- ④ぱすてる保育園つかざん園
- ⑤ひまわり保育園
- ⑥竹の子乳児園(与那原町)



▲ハロウィン♪仮装でハイチーズ

※南風原町の児童が、事業所内保育事業所の②～⑥や小規模保育事業所の⑥などの町外にある保育施設に入所した場合には、町から運営費を支払います。

※左記の町外施設は令和3年度の実績です。

保育対策総合支援事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○保育対策総合支援事業

10,587万円

1. 保育体制強化事業 1,560万円

保育体制強化事業は、保育士資格を有しない子育て経験者などの地域の多様な人材を、保育に係る周辺業務(遊具等の消毒・清掃、給食・寝具などの準備や片付けなど)に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する事業です。

町内では、認可保育園13園(津嘉山、かねぐすく、南風原はなぞの、みつわ、さんご、はえばる、なのはな、よなは、ももの木、やまがわ、南風原やまびこ、明星、よなは第2)で実施します。町は保育体制強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。
※ 費用割合は県3/4、町1/4となっています。

2. 保育補助者雇上強化事業 6,222万円

保育補助者雇上強化事業は、短時間勤務(週30時間以下)の保育士資格を有しない保育補助者を雇い上げる事により、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、その保育補助者に対して保育士資格の取得を促し、保育人材の確保を行う事業です。

町内では、認可保育園12園(南風原はなぞの、若夏保育園、さんご、はえばる、マイフレンズ、ていだ、なのはな、よなは、ももの木、やまがわ、明星、よなは第2)、地域型保育施設5園(めだか、くわの実、たいようのおか、ぱすてる、ひまわり)で実施します。町は保育補助者雇上強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は県7/8、町1/8となっています。

3. 保育士宿舍借り上げ支援事業 779万円

保育士宿舍借り上げ支援事業は、保育所等に採用されて5年以内の常勤保育士に対して、宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することにより、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備する事業です。

町内では、認可保育園7園(マイフレンズ、ていだ、よなは、ももの木、やまがわ、明星、よなは第2)、認定こども園1園(開邦)、地域型保育施設2園(くわの実、たいようのおか)で実施します。町は保育士宿舍借り上げ支援事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。
※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています。

4. 認可外保育施設衛生・安全対策事業 35万円

認可外保育施設衛生・安全対策事業は、認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員に対して、定期的な健康診断(労働安全衛生規則第44条)の実施を推進するための費用(上限8千円/1人あたり)の全部又は一部を支援する事業です。

町は認可外保育施設衛生・安全対策事業を行う認可外保育施設に対して補助金を交付し、職員の健康管理の向上と保育施設の衛生管理の充実を図ります。

※ 費用割合は県2/3、町1/3となっています。

子ども・子育て支援の充実

5. 保育所等におけるICT化推進事業補助金 150万円

保育所等におけるICT化推進事業は、保育所等の保育士の業務において負担となっている書類作成等の業務について、ICT化推進するための保育業務支援システムの導入に必要な費用の一部を補助することにより、保育士の業務負担軽減を図る事業です。

町内では、認可保育園2園(若夏、明星)で実施します。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています

6. 保育環境改善等事業補助金(コロナ対策)(宮平保育所:消耗品分含む) 1,400万円

保育環境改善等事業(コロナ対策)は、認可保育園、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設(企業主導型含む)において、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続して実施していくために必要なアルコール消毒液、マスク・エプロン・手袋等の消耗品等の購入費や通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などに対して補助を行う事業です。

※ 費用割合は国1/2、町1/2、となっています。

7. 保育環境改善等事業補助金(安全対策) 338万円

保育環境改善等事業(安全対策)は、安全対策として、主に0~2歳児の睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入費を補助する事業です。町内では、認可保育園4園(南風原はなぞの、さんご、よなは、明星)、地域型保育施設5園(よいサマリヤ人、くわの実、たいようのおか、ぱすてる、ひまわり)で実施します。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています。

8. 保育環境改善等事業補助金(保育環境向上等) 103万円

保育環境改善等事業(保育環境向上等)は、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業です。町内では、認可保育園1園(よなは)で実施します。

※ 費用割合は県2/3、町1/3となっています。



▲全集中!!(リズムなぎなた)



▲かけっこ、がんばるぞ!

待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)

1,162万円

待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)は、あらかじめ年度当初から保育士の配置基準を超えた加配保育士を配置することで、年度途中に発生する0歳児入所児童の受け入れの促進及び円滑化を図り、待機児童を解消する事業です。

町内では、認可保育園5園(かねぐすく、南風原はなぞの、マイフレンズ、明星、よなは第2)、地域型保育施設2園(くわの実、たいようのおか)で実施します。町は待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)を行う法人保育園に対して補助金を交付して0歳児受け入れの充実を図ります。



▲夏だ～！！みんなで、水遊び！

※ 費用割合は県9/10、町1/10となっています。(加配月数は6ヶ月を限度)

保育所等整備交付金事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○保育所等整備交付金事業

16,798万円

保育所等整備交付金事業(小規模保育施設 定員19名)は、今後の待機児童数の推移を見極めながら施設整備を行う事業です。

・令和4年度 16,798万円

(事業内容:建設工事、委託費(設計監理分)、備品購入費)



※対象経費の6/8を国、1/8を町が補助し、残りの1/8を園が負担します。



♪ ひまわり保育園 はじめてのクリスマス会 ♪

子ども・子育て支援の充実

利用者支援事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

510万円

○利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等の個別ニーズを把握し、保育所(園)、幼稚園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報を集約し、保護者等へ提供・相談・利用支援等を行う事業です。

主な経費

子ども・子育て支援員報酬等 510万円

※ 負担は、国205万円、県51万円、町254万円となっています。



▲鍋の中が見えるぞー！！

認可外保育園事業・町単独事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

147万円

○認可外保育園事業・町単独事業

認可外保育園に対し、保育の充実、児童の福祉向上を図るために下記のとおり町単独による各種補助を行っています。

1. 認可外保育園運営補助金

83万円

認可外保育園に通う町内園児1人当たり月1,500円の補助を認可外保育園に対して行っています。

2. 認可外保育園傷害保険補助金

4万円

認可外保育園で保育中の園児がケガなどをした場合に対応するため保険をかけており、その保険料の補助を認可外保育園に対して行っています。(1人当たり800円)

3. 認可外保育園歯科健診補助金

4万円

園児の歯科健診を年度中2回実施する内、1回分の補助を認可外保育園に対して行っています。(1人当たり750円)

※残り1回分は県の待機児童対策特別事業補助金を受けて行っています。

4. 町外認可外保育児童助成金

56万円

町外の認可外保育園へ通う町内在住児童の保護者に対して園児1人当たり月1,500円の補助を行っています。

認可外保育園事業・補助事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認可外保育園事業・補助事業

453万円

1. 南風原町認可外保育事業補助金

367万円

県が示す補助基準額に基づき、認可外保育園の園児の内科健診、歯科健診、給食材料費、賠償保険(保育園で保育中に園児がケガなどをした場合に対応)、調理員検便費の補助を認可外保育園に対して行っています。

※ 負担割合は県9/10、町1/10となっています。

2. 認可外保育園研修事業補助金

86万円

県の研修を受けた認可外保育園に対し、保育材料費の補助を行います。

※ 負担割合は県9/10、1/10を町と園で負担しています。

ひとり親家庭等認可外利用料補助事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○ひとり親家庭等認可外利用料補助事業

83万円

ひとり親家庭等における認可外保育施設利用料の負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を図るため、利用料を減免した認可外保育施設に対して、事務費として月額1,500円及び利用料減免額として月額33,000円を上限に原則0歳～2歳の課税世帯に補助を行っています。

主な経費

ひとり親家庭等認可外利用料補助事業補助金

83万円

(内訳)

県支出金 9/10

75万円

町負担 1/10

8万円



子ども・子育て支援の充実

母子父子家庭医療費助成事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○母子父子家庭医療費助成事業

1,434万円

18歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

(但し、所得制限がありますので、医療費の助成を受ける場合は毎年現況届を提出し、受給資格者証の更新が必要です。)

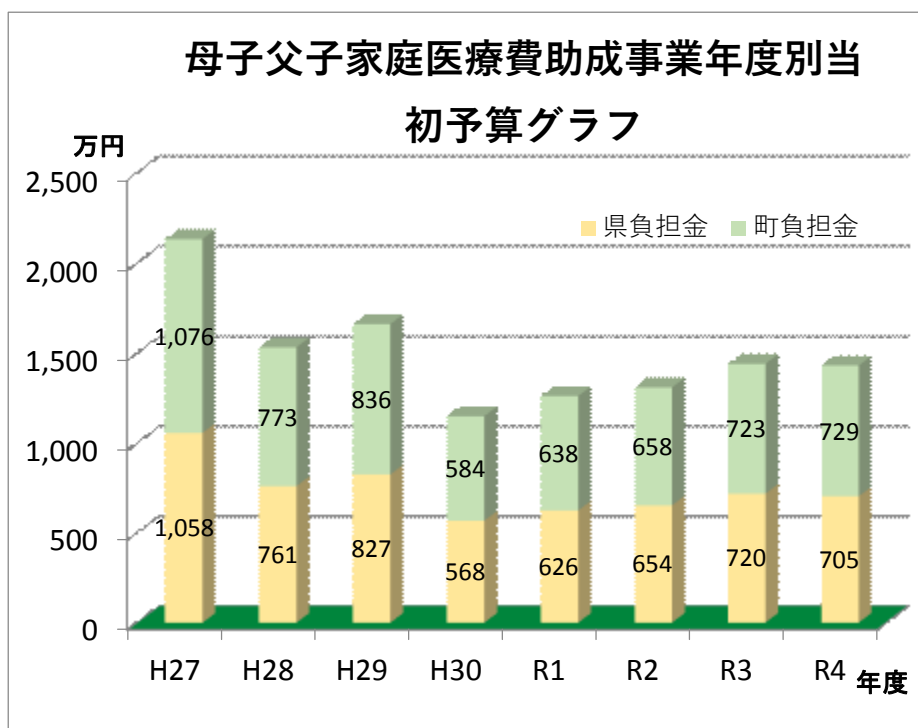
医療費助成の範囲

医療費の自己負担分から、一部負担金を控除した額が対象となります。

(但し、医療保険各法の規定による高額療養費及び附加給付、他の法律等で負担する分を控除した額となります。)

一部負担金とは…

通院…1ヶ月1保険医療機関につき1,000円



※2分の1は県負担金

主な経費

○受給者証印刷製本費 2万円

○自動償還に伴う事務手数料 20万円

○母子父子家庭医療費助成金 1,412万円

※母子父子家庭医療費助成金1,412万円のうち県が705万円を負担しています。

こども医療費助成事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○こども医療費助成事業

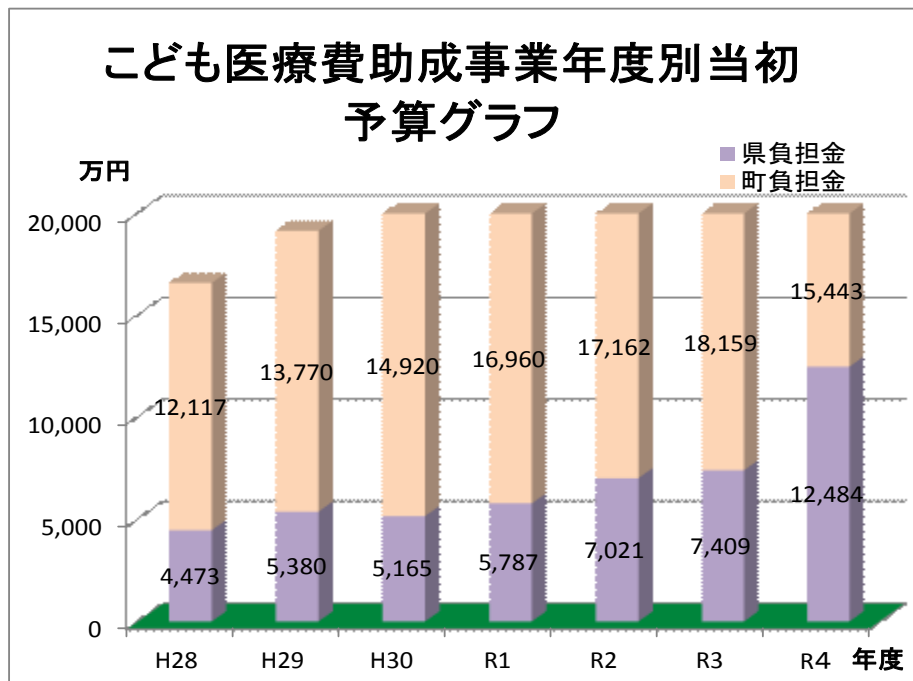
2億7,927万円

こども達の健やかな成長に役立てるために、町に住む中学卒業までのこどもに対し、医療費の助成を行います。なお、助成を受けるためには、「受給資格者証」の申請が必要です。

令和4年4月1日診療分から、県全体において通院の助成対象年齢が中学卒業まで拡充されます。

また、令和4年10月1日診療分から、本町において通院、入院における助成対象年齢を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(高校生年齢)」に拡充します。

助成対象年齢	0歳～中学卒業まで
	令和4年10月1日診療分から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(高校生年齢)」まで
通院	全額助成
入院	全額助成



主な経費

- ・受給資格者証等印刷製本費 5万円
- ・現物給付(窓口無料方式)及び自動償還に伴う事務手数料等 868万円
- ・こども医療費助成金 2億7,054万円

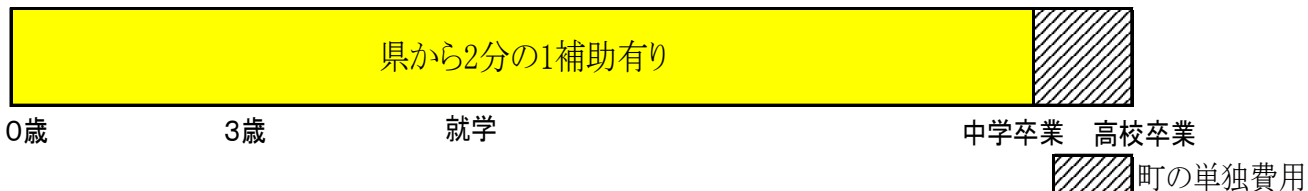
子ども・子育て支援の充実

【南風原町におけるこども医療費助成と県補助金について】

◆通院・入院

0歳～中学卒業まで、県から2分の1補助あり

中学卒業～高校卒業までの医療費については、すべて町の単独費用。



※こども医療費助成金は県が12,484万円を負担しています。

子供の貧困緊急対策事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○子供の貧困緊急対策事業

4,805万円

1. 平成28年度から内閣府の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を活用しています。

町内に子どもの居場所として「子ども元気ROOM」、若年妊産婦の居場所として「ママ笑みROOM」のそれぞれ1ヶ所設置し事業実施しております。支援を必要とする子どもたちや若年妊産婦の基礎調査を行うと共に居場所へ繋いだり、状況を見守る役割を担う「子ども元気支援員」をこども課に3人配置し、子どもの孤立(貧困)対策事業に取り組んでいます。

主な経費	子ども元気支援員報酬等	878万円
(国庫補助有り)	子ども元気ROOM事業委託料	3,878万円
	庁費(車輛レンタル費、役務費等)	49万円

病児保育事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

1,000万円

○病児保育事業

児童が病気の治療中又は回復期にあり、保護者が就労等のため自宅での保育が困難な場合に児童を病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。利用する場合は、事前に役場こども課又はわんぱくクリニックにて登録が必要です。



病児保育委託費 1,000万円

実施施設	住所・電話番号
小児科 わんぱくクリニック 「病児保育 わんぱくルーム」	字津嘉山1490番地 メディカルプラザつかざん2F TEL:098-888-1234

はえばる 病児保育

検索



で検索をお願いします！

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

子ども・子育て支援の充実

児童館運営事業・単独

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○児童館運営事業・単独

3,069万円

児童館は18歳未満のすべての子どもなどを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする施設です。町内には4つの児童館(北丘、兼城、本部、津嘉山)があります。

また、児童館の管理運営は、12名(各児童館3名)の児童厚生員が行います。児童厚生員は、いろいろな研修や県内各地の児童館などと情報交換を行い、よりよい児童館づくりや児童の健全育成を行っています。

1. 各館での行事(子ども教室、クラブ活動等)

①子ども教室

北丘児童館: 空手教室、クリスマスカード作り他

兼城児童館: 絵画教室、

本部児童館: 自然体験教室、卓球教室他

②クラブ活動

北丘児童館: フィンガーアート、英語クラブ他

※そのほかにも、学期終了時のお楽しみ会や季節行事(クリスマス、バレンタイン、ひなまつり等)などの館内行事を行っています。

「兼城児童館 寄せ植え体験」



2. 4児童館合同行事

4児童館合同で児童館まつり、館外活動などの行事を行っています。

(R3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施せず)

「本部児童館 まち探検」



■主な経費

児童厚生員報酬	1,807万円
職員手当	391万円
光熱水費	62万円
消耗品費	69万円
委託料	326万円
工事請負費	107万円
修繕費	116万円
報償費など	191万円

児童館の連絡先

北丘児童館	889-3883(宮平489-1)	本部児童館	889-5008(本部116)
兼城児童館	889-6114(兼城84)	津嘉山児童館	888-2925(津嘉山663-1)

放課後児童クラブ事業(学童保育事業)・補助

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○学童保育事業・補助

3億793万円

1. 学童クラブ補助金 2億500万円

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、一定の条件を満たした学童保育事業を実施している学童クラブに対し、町から補助金を助成し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。また、障がい児のいる学童クラブへは、専門知識等を有する支援員等を配置する為の人員費として補助金の加算を行っています。

① みやび学童クラブ	842万円	⑫ ドルチェ学童クラブ(2支援)	1,596万円
② よなは学童クラブ	856万円	⑬ 正道館放課後児童クラブ	814万円
③ よなは第2学童クラブ	856万円	⑭ いこい学童クラブ(2支援)	1,561万円
④ 北丘学童クラブ	802万円	⑮ 翔南学童クラブ	810万円
⑤ 第2北丘学童クラブ	765万円	⑯ みつわ学童クラブ	838万円
⑥ 学童クラブVI-VA(2支援)	1,696万円	⑰ 学童クラブわんぱく家	843万円
⑦ こもれび学童	836万円	⑱ 学童クラブうーまく家	843万円
⑧ いろは児童クラブ	827万円	⑲ 竹の子学童クラブ	817万円
⑨ みつば児童クラブ	825万円	⑳ 第二竹の子学童クラブ	825万円
⑩ キッズクラブカナカナ	777万円	㉑ 津嘉山学童クラブ	825万円
⑪ キッズクラブLink	803万円	㉒ 津嘉山うむさ学童クラブ	843万円

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

2. 学童クラブ支援員等処遇改善事業補助金

4,195万円

一定の条件を満たした学童保育事業を実施している学童クラブに対し、支援員の処遇改善に必要な費用を補助します。

補助対象 25支援(全学童クラブ)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

↓みつわ学童クラブ



3. 学童クラブ送迎支援事業補助金 101万円

一定の条件を満たした学童保育事業を実施している学童クラブに対し、児童の安全・安心を確保するために実施している、車両送迎に必要な燃料費を補助します。

補助対象 2学童クラブ(よなは学童、よなは第2学童)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

子ども・子育て支援の充実

4. 学童クラブ運営支援事業補助金(家賃補助)

552万円

一定の条件を満たした学童保育事業を実施するために、民家やアパート等を借用して平成27年度以降に新たに開所した学童クラブについて、その賃借料を補助します。

(一ヶ月賃借料半額、もしくは50,000円を上限額)

補助対象 10学童クラブ

(よなは第2、第2北丘、こもれび、第二竹の子、みつわ、うーまく家、いこい2支援分、津嘉山うむさ、キッズクラブLink、正道館)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

↓ 正道館放課後児童クラブ



5. 学童クラブ障害児受入強化推進事業 391万円

3人以上の障害児を受け入れいる場合に、障害児の受け入れに必要な専門知識等を有する支援員等を配置する為の人員費を補助します。

補助対象 3学童クラブ(いこい学童、みつわ学童)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

6. 新型コロナウイルス特別支援事業 4,043万円

新型コロナウイルス感染症対策に係る備品の購入や、施設にて感染者等が発生した際の臨時休所に伴う利用料の返還等を補助します。

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

7. 学童クラブ支援員等資質向上研修事業 81万円

学童クラブの職員が子ども達を見守るために必要な知識や技術の習得、課題や事例を共有するための研修を八重瀬町・与那原町とともに広域で行うことにより、職員の資質の向上を図ります。

研修コース: 共通、初任、中堅・主任、障がい児担当研修

研修内容: 児童クラブ環境整備、学童保育の目的と役割、安全対策等

8. 放課後児童クラブへの巡回支援事業 400万円

学童クラブにおいて、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子どもへの質の高い支援を確保するための助言・指導等を行うことを目的として、巡回アドバイザーを設置します。

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

9. 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 530万円

放課後児童健全育成事業を行う事業所で働く職員の処遇改善を目的として、収入を3%程度引き上げるための措置を行います。

放課後児童の居場所づくり支援事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○放課後児童の居場所づくり支援事業

1,235万円

沖縄振興特別推進交付金を活用し、民家やアパート等を借用して、平成26年度以前から運営を行っている学童クラブに対して一ヶ月50,000円を上限とする家賃補助や、学童クラブが、生活保護世帯及びひとり親家庭等に対し学童保育料を減免した金額の補助(利用児童一人につき保育料の半額(5,000円を上限)を補助)を行う事で、子育て環境の整備、学童クラブ運営の安定化を図っています。

1. 学童クラブ家賃補助金 665万円

※補助対象 12支援クラブ

みやび学童クラブ、よなは学童クラブ
北丘学童クラブ、いろは児童クラブ
みつば児童クラブ、キッズクラブカナカナ
ドルチェ学童クラブ(2支援)
翔南学童クラブ、学童クラブわんぱく家
竹の子学童クラブ、津嘉山学童クラブ

↓いろは児童クラブ



2. 学童クラブ保育料減免補助金 570万円

※補助対象 22学童クラブ(全学童クラブ)
学童保育料の半額(上限5,000円)の補助
5,000円×95人×12ヶ月

ファミリー・サポート・センター事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○ファミリー・サポート・センター事業

539万円

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助をしてほしい人(おねがい会員)と子育てのお手伝いができる人(サポート会員)が会員登録し、有償でお互い地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動を行う事業です。平成22年度より町社会福祉協議会へ業務委託がスタートし、会員の登録、講習会等の実施、サービスの実施など相互援助活動がスムーズに行われるよう様々なサポートを行うとともに、安心して子育てができるよう仲介・調整を行い、子育て世代の福祉の向上を図っています。

【主な援助の内容】

- ①保育施設等の保育開始時間前や保育終了後の子どもを預かること
- ②保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- ③学童保育終了後に子どもを預かること
- ④子どもが軽度の病気の時に預かること

子ども・子育て支援の充実

- ⑤冠婚葬祭又は行事等の時に子どもを預かること
- ⑥保護者の病気の時、急用があるときに預かること

主な経費 ファミリー・サポート・センター事業委託料 539万円

※ 費用負担は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

★ファミリーサポートセンターについてのお問い合わせ 889-3213(町社会福祉協議会)

で検索をお願いします！

地域子育て支援拠点事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○地域子育て支援拠点事業

2,057万円

地域子育て支援拠点事業は、町の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援や地域の保育需要に応じた保育事業などの実施、町の保育についての情報を提供したり、家庭内保育を行っている人への支援を行います。町内では、町立宮平保育所(ふくぎの家)や認可保育園2園(津嘉山・かねぐすく)で行っており、認可保育園に対して補助金を助成し、保育の充実を図ります。

主な経費 宮平保育所会計年度任用職員給料及びその他の経費 378万円

認可保育園地域子育て支援拠点事業補助金 1,679万円

※ 費用負担は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

★宮平保育所(ふくぎの家) TEL 889-3213

で検索をお願いします！

★津嘉山保育園(たんぼぼ広場) TEL 889-1336

で検索をお願いします！

★かねぐすく保育園(がじゅまる広場) TEL 889-4378

で検索をお願いします！

子ども・子育て支援の充実

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○児童手当事業

9億5,928万円

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に対し、以下の金額を支給する制度です。

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童手当法の改正により、令和4年10月支給分から一定の所得額を超えた場合は上記の支給金額は支給対象とならない場合(特例給付(5,000円)又は支給なし)があります。

【費用負担内訳】

	国庫負担金	県負担金	町負担金
割合	70%	15%	15%
金額	67,042万円	14,404万円	14,404万円

○児童扶養手当事業

父母の離婚等で、父親や母親と生計を共にできない児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)が育成される家庭(ひとり親家庭など)に以下の金額を支給する制度です。

なお支給は沖縄県がおこなうため、町においての予算はありません。

区分	全部支給(月額)	一部支給(月額)
児童が1人の場合	43,070円	43,070円 ~ 10,170円
児童2人目の加算額	10,170円	10,170円 ~ 5,090円
児童3人目以降の加算額 (1人につき)	6,100円	6,100円 ~ 3,050円

※手当額は、所得等に応じて減額・支給停止になります。

児童扶養手当 認定世帯数(各年8月現在)

区分	死別	離別	未婚の母	障害(父)	重複	遺棄	保護命令	計
令和2年	8	498	57	7	28	0	0	598
令和3年	7	512	60	6	22	0	0	607

子ども・子育て支援の充実

○特別児童扶養手当事業

身体や精神に障害がある20歳未満の児童が育成される家庭に以下の金額を支給する制度です。

なお支給は沖縄県がおこなうため、町においての予算はありません。

1級の児童1人(月額)	2級の児童1人(月額)
52,400円	34,900円

※手当は、所得等に応じて支給停止になります。

特別児童扶養手当 認定受給者数(各年8月現在)

区分	知的障害	内部障害	聴覚障害	視覚障害	肢体不自由	重複	計
令和2年	258	19		23		4	304
令和3年	288	23		19		4	334

認定こども園事業・補助

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認定こども園事業・補助

1億2,698万円

認定こども園は、教育を必要とする満3歳から小学校就学前の児童(1号認定児童)と保護者が就労、病気や出産などを理由に保育を必要とする小学校就学前の児童(2号・3号認定児童※)を受入れ、幼児教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所(園)の両方の良さを持った施設です。

南風原町内にはこれまで認定こども園はありませんでしたが、平成31年度より開邦幼稚園が私立幼稚園から認定こども園へ移行しました。令和3年度からは2歳児の受入れも開始しました。

認定こども園の運営は、保護者からの保育料及び国・県・南風原町からの補助を受けて行われています。

《主な経費》

施設型給付費(認定こども園運営費) 1億2,698万円

(財源内訳)

国庫支出金	5,640万円
県支出金	3,446万円
町負担	3,612万円

《対象施設》

- ①開邦幼稚園(町内)
- ②光の子幼稚園(那覇市)
- ③相愛幼稚園(那覇市)
- ④ナザレ幼稚園(那覇市)
- ⑤聖マタイ幼稚園(豊見城市)
- ⑥童夢認定こども園(那覇市)
- ⑦善隣幼稚園(西原町)
- ⑧津山幼稚園(糸満市)
- ⑨かぐらこども園(那覇市)
- ⑩米須こども園(糸満市)
- ⑪あおぞらこども園(南城市)
- ⑫識名さつき認定こども園(那覇市)
- ⑬愛心こども園(那覇市)
- ⑭第2愛心こども園(那覇市)
- ⑮ポプラこども園(那覇市)



▲ゴーヤーに水やり。大きくな〜れ！

※南風原町の児童が、②～⑮の町外にある認定こども園に入所した場合には、町から運営費を支払います。

※記載の町外施設は令和3年度の実績です。

正規雇用化促進事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

864万円

○正規雇用化促進事業

正規雇用化促進事業は、保育士の正規雇用化を図る認可保育園等を支援することにより、保育士の新規確保及び離職防止を図り、待機児童解消に必要な保育士を確保する事業です。町内では、認可保育園9園(南風原はなぞの、さんご、マイフレンズ、ていだ、よなは、ももの木、やまがわ、明星、よなは第2)、地域型保育施設4園(くわの実、たいようのおか、ぱすてる、ひまわり)で実施します。町は正規雇用化促進事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。



▲スカイパークで元気いっぱい遊びます！！

※ 費用割合は県9/10、町1/10となっています。

子ども・子育て支援の充実

幼児教育・保育無償化事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○幼児教育・保育無償化事業

6,588万円

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる利用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。

対象者

- ・3歳児クラス～5歳児クラスのすべての子ども
- ・満3歳で幼稚園や認定こども園(教育認定)へ入園した子ども
- ・0歳児クラス～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子ども

対象範囲

- ・保育所、認定こども園の保育料: 上限額なし(保育料全額無償化)
- ・幼稚園の保育料: 月額25,700円までの範囲で無償化
- ・認可外保育施設等の保育料: 0～2歳児クラス: 月額42,000円までの範囲で無償化
3～5歳児クラス: 月額37,000円までの範囲で無償化
- ・預かり保育料: 月額上限11,300円までの範囲で無償化(日額450円)



主な経費

- | | |
|----------------------------|---------|
| ・会計年度任用職員報酬(※期末手当、通勤手当等含む) | 402万円 |
| ・通信運搬費等 | 26万円 |
| ・子育てのための施設等利用給付費 | 6,160万円 |

※上記の費用は、国1/2、県1/4、町1/4負担しています。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

包括的支援事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○包括的支援事業

4,103万円

1. 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援等を行う高齢者の総合的な相談支援の拠点です。

- 具体的には
- ①高齢者に関する介護・保健・福祉・医療等の総合相談。
 - ②高齢者虐待への対応、成年後見制度の利用促進、困難事例の対応等権利擁護に関する支援。
 - ③要支援1, 2と認定された方・基本チェックリスト該当者のケアプラン作成。
 - ④関係機関との調整や、ケアマネジャーの支援。
 - ⑤地域ケア会議の開催

主な経費

地域包括支援センター運営費	2,976万円
包括支援センターシステムに係る経費等	302万円
地域ケア会議講師謝礼金	37万円



2. 在宅介護支援センター運営事業(地域型)

在宅介護支援センターは、高齢者が住みなれた町で安心して暮らしていただけるように、自宅に居ながら、介護・保健・福祉の相談などを行う身近な相談窓口です。

各種の福祉サービスが利用できるように、地域包括支援センターと連携をとりながら「介護の予防」と「生活の支援」に重点を置いて支援を行います。

- 具体的には
- ①自宅での介護に関する相談を行います。
 - ②介護サービスを受ける為の利用手続きをお手伝いします。
 - ③保健・福祉・介護サービス等の紹介をします。
 - ④介護保険に該当しない方々への生活支援サービスを紹介します。
 - ⑤高齢者の生活状況を把握し課題の早期発見・解決の支援を行います。

主な経費

在宅介護支援センター運営事業委託料 (町社会福祉協議会へ委託)	784万円
------------------------------------	-------

3. 地域包括ケア推進協議会

地域包括支援センターの適切な運営に関する事項等や福祉事業の円滑な推進のため推進協議会を設置しています。

主な経費	地域包括ケア推進委員謝礼金	4万円
------	---------------	-----

障がい者(児)・高齢者支援の充実

生活支援体制整備事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○生活支援体制整備事業

800万円

生活支援サービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置を行い、高齢者の生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制作りを推進することを目的とします。

1. 生活支援コーディネーターの配置 (町社会福祉協議会に委託)

生活支援コーディネーターは、中学校区ごとに2名配置し、民間企業やボランティア、自治会、社会福祉協議会等、地域の多様な社会資源を活用しながら取り組みのコーディネート機能を担い、地域での一体的な活動を推進します。具体的に以下の業務を行います。

①資源開発

- ・地域に不足する生活支援サービス、支援の創出
- ・サービスや生活支援の担い手の養成
- ・元気な高齢者が担い手として活動する場の確保等

②ネットワーク構築・関係者間の情報共有

- ・関係者間の情報共有
- ・サービス提供主体間の連携体制づくり等

③ニーズと取組のマッチング

- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング等

2. 協議体の設置

生活支援コーディネーターと協力しながら、多様な生活支援サービスの提供主体等と定期的な情報共有及び連携・協働による新たな生活支援サービスの創出を行うネットワークの場として「協議体」を運営します。

主な経費 生活支援コーディネーター委託料等 800万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

家族介護支援事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

○家族介護支援事業

625万円

1. 家族介護者等支援事業 40万円

①家族介護者交流事業(元気回復事業)

介護が必要とされる高齢者や認知症の高齢者等を自宅で介護している家族の方々が、介護者どうしの交流や情報交換、レクリエーションを通して日頃の介護疲れを軽減し、心身のリフレッシュを図れるよう支援します。

実施内容 : 新年会、ピクニック、宿泊研修等の交流事業

対象者 : 高齢者等を在宅で介護している家族

②家族介護教室

自宅で家族を介護している方等が、介護の方法や認知症の方への対応、保健福祉制度などについて学び、介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

実施内容 : 高齢者向け料理教室、認知症予防の大切さについて
食事を経口摂取することをめざして等

対象者 : 高齢者等を介護している家族及び地域の支援者等

主な経費 家族介護者等支援事業委託料 40万円

ご相談はこちらまで 南風原町社会福祉協議会
場 所 総合保健福祉防災センター「ちむぐる館」内
電話番号 889-3213 ※ お気軽にご相談ください。

2. 老人福祉医療助成金支給事業 536万円

自宅(入院含む)で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者に対し、健康保険などの保険外負担となっているおむつ代の助成をします。

主な経費 老人福祉医療助成金 536万円

対象者 : 次の要件全てに該当する方が支給対象となります。

- ①65歳以上で、おむつ使用が6ヶ月以上継続している方。
- ②介護保険施設に入所していない方。
- ③南風原町に住民登録してから6ヶ月以上になる方。
- ④生活保護等の他の制度でおむつ代の補填等を受けていない方。
- ⑤南風原町の介護保険被保険者である方。
- ⑥町県民税が非課税である方

支給額 月額2,500円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

3. 介護用品支給事業 40万円

自宅で高齢者を介護している家族の負担を軽減し要介護者の家庭生活の継続と向上を図るため介護用品を支給します。(介護保険第2号被保険者で特定疾病に該当する者を含みます)

主な経費 介護用品消耗品費 40万円

対 象 者 : 本町に住所が有り要介護4又は5に相当し、町民税非課税世帯で自宅に住む高齢者などを介護している家族。(入院中は給付を受けることができません)

給付の方法 : 町に申請して給付券を受取り、町が指定した薬局で給付券を提示し必要な用品と交換します。

給 付 額 : 1人あたり年額10万円(上限)

用品の種類 : 紙おむつ、尿とりパット、消臭剤等

4. 南風原町介護者の会(にじの会)補助金 9万円

にじの会は、在宅で家族を介護している方等が会員となって組織する当事者団体です。

会員相互の交流をはじめ、介護に関する情報交換及び福祉制度・サービスに関する学習会等をとおして介護者の心身リフレッシュや介護負担の軽減を図ることで「よりよい介護」を目指した様々な事業・活動を実施しています。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

在宅医療・介護連携推進事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

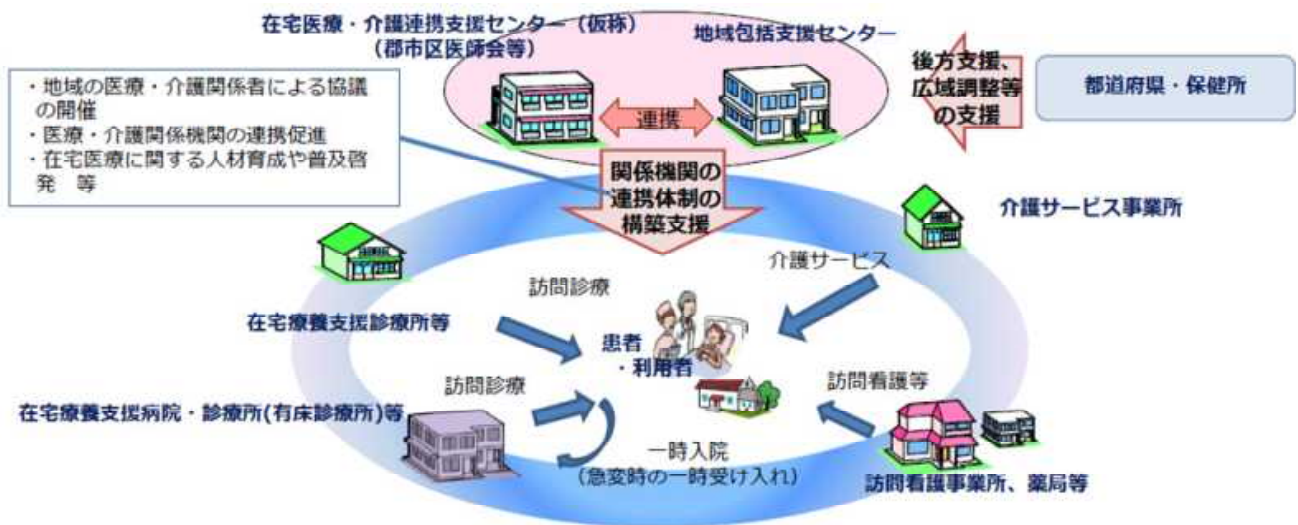
○在宅医療・介護連携推進事業

213万円

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、関係機関が連携し、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。本事業は下記の(ア)～(ク)の8つの取組からなります。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

主な経費 在宅医療・介護連携推進事業委託料 213万円



障がい者(児)・高齢者支援の充実

高齢者地域支援体制整備・評価事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○高齢者地域支援体制整備・評価事業

1,086万円

1. 軽度生活援助事業 102万円

この事業は、日常生活をしていくことに支障がある高齢者世帯に対して、家事をするホームヘルパー(お手伝い)を派遣し、高齢者の健康の維持や生活の安定を目的とします。65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない方が対象です。費用は1時間当たり120円で利用できます。

主な経費 軽度生活援助事業委託料 102万円

サービスの内容

- ①食事の準備、片付け
- ②ふとんなどの日干しや衣類の洗濯、出し入れ
- ③家の中の掃除
- ④買い物支援



2. ふれあいコールサービス事業 45万円

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへ定期的に電話をかける事で、健康状態の確認や心のふれあいを図ります。週3回利用することができ個人負担はありません。

主な経費 ふれあいコールサービス事業委託料 45万円

3. 高齢者日常生活用具給付事業等 37万円

この事業は、日常生活用具を必要とする高齢者に、給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図り、自立支援や介護予防を促進することを目的とした事業です。対象者は、介護保険サービス対象となっていない方で特に必要性がある方となります。

主な経費 日常生活用具給付費 35万円
福祉電話設置費 2万円

○給付及び貸与できる用具

歩行支援用具(手すり、スロープ等)、腰掛便座(ポータブルトイレ等)、入浴補助用具(シャワー用椅子等)、電磁調理器、火災警報機、自動消火器、福祉電話などがあります。

(福祉電話は所得の低い1人暮らし高齢者又は高齢者世帯で、緊急連絡手段の確保が必要な方が対象となります。基本料金・通話料は本人負担となります。)

※1割負担で購入できますが、所得に応じた負担や支給額には限度があります。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

4. 外出支援サービス事業 353万円

① 町に住所を有するおおむね65歳以上の在宅高齢者で、一般の交通機関を利用する事が困難な方に対し、リフト付きワゴン車で自宅と医療機関等の送迎を行います。

利用料 : 無料

利用時間 : 月～金曜日の午前9時から午後5時(祝日・年末年始は休み)

利用範囲 : 町内及び隣接する市町村

② 高齢者の方で歩行に不安があるために、自分で「一般高齢介護予防通所事業」の提供場所(地域公民館・集会所)まで歩くことが困難で、家族などの援助が困難な方の送迎を行います。(利用料は無料です)

主な経費

外出支援サービス事業委託料 353万円

(町社会福祉協議会へ委託)

5. 高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業 549万円

買物、通院等の外出の際に、経済面などでタクシー利用を控えている高齢者で家族等の支援が得られない方など、在宅の高齢者及び高齢者のみ世帯へタクシー利用券を交付します。タクシー利用料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減、日常生活の利便性向上、自立した生活を支援します。

■対象者

①本町に在住し、かつ住民登録のある方

②75歳以上の方(介護保険施設、高齢者向け施設入所者を除く)のみで構成される世帯に属していること

③世帯全員が町民税非課税であること

④世帯内に自家用自動車を所有している者がいないこと

⑤町内及び近隣市町村に自家用自動車を所有する協力的な親族等がいないこと

主な経費

タクシー利用券印刷費 3万円

タクシー会社委託料 403万円

外出支援システム構築委託料等 143万円



障がい者(児)・高齢者支援の充実

重度心身障がい者(児)医療費助成事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○重度心身障がい者(児)医療費助成事業

5,607万円

心身に重度の障害のある方の医療費の自己負担額分(保険適用外診療や高額療養費、付加給付、食事療養費は除く)に対し、助成を行います。

主な経費

重度心身障がい者(児)医療費助成金	5,565万円
事務委託料等	42万円

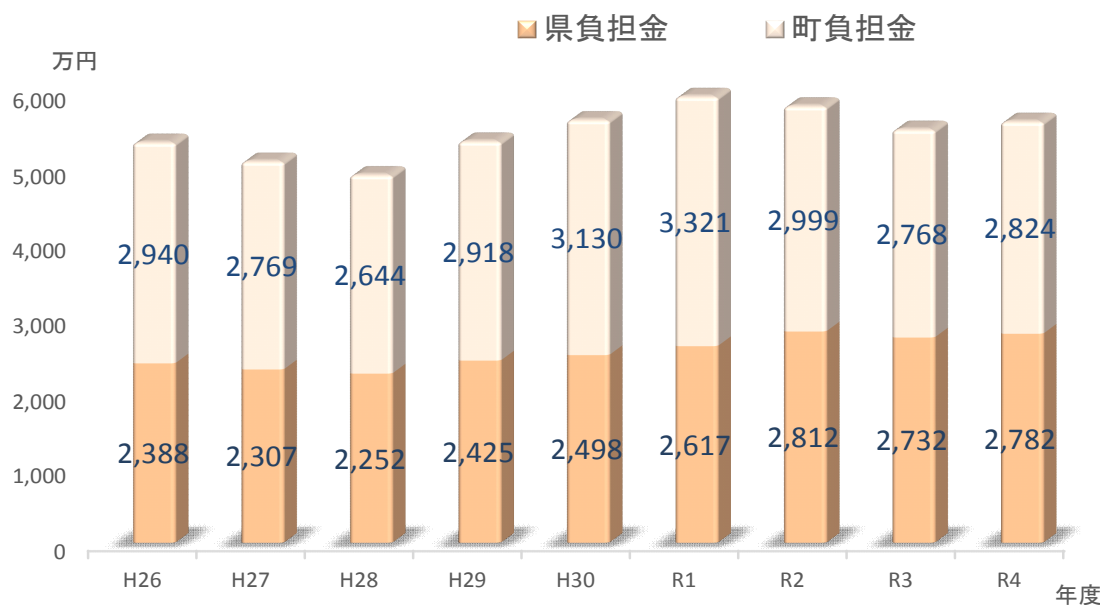
【 医療費助成対象者 】

医療保険に加入している方で障害の程度が次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳1級または2級の方
2. 療育手帳A1またはA2の方
3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方
4. 療育手帳B1かつ特別児童扶養手当1級の支給を受けている方
5. 療育手帳B1かつ障害年金1級を受給している方

※受給には資格認定申請が必要です。また所得による制限があります。

重度心身障がい者(児)医療費助成事業年度別当初予算



自立支援医療費事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

○自立支援医療費事業

5,315万円

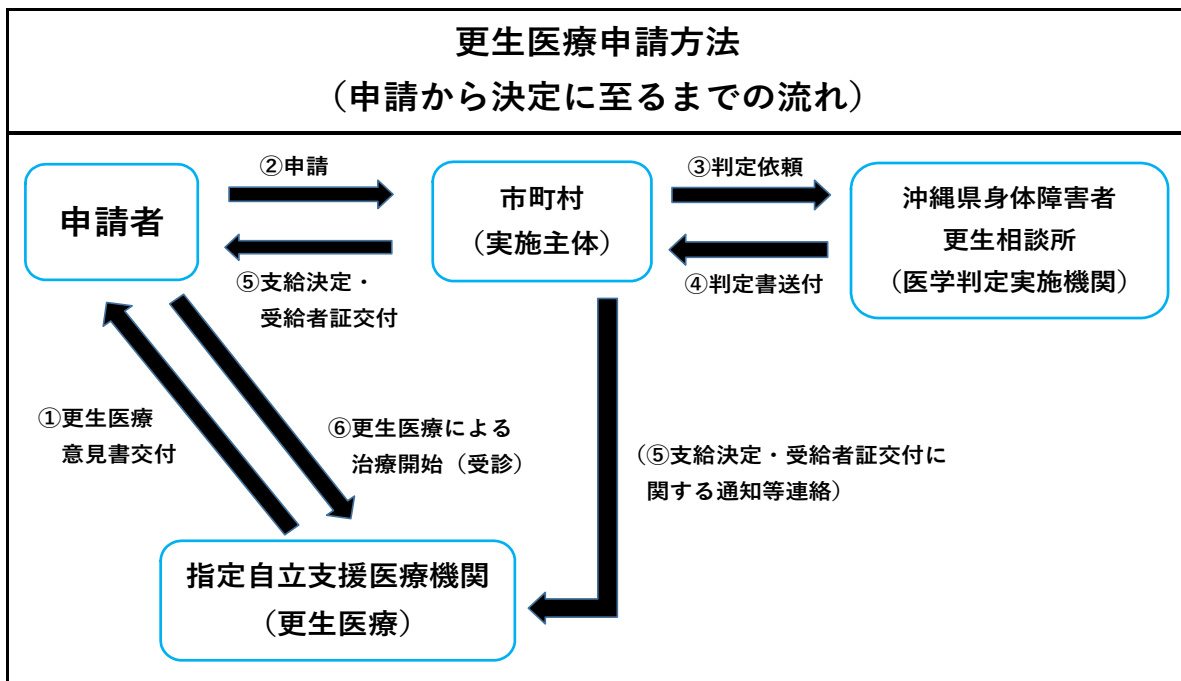
①更正医療給付事業 4,358万円

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上をはかるために必要な医療(医療に要する費用)が必要とされた場合に、更生医療費の給付(支給)を行ないます。

なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。

【公費負担の内容】

角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術(ペースメーカー埋込み手術等)人工透析療法、じん臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法、抗HIV療法など



②育成医療給付事業 201万円

医療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、その身体障がいを軽減・除去する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

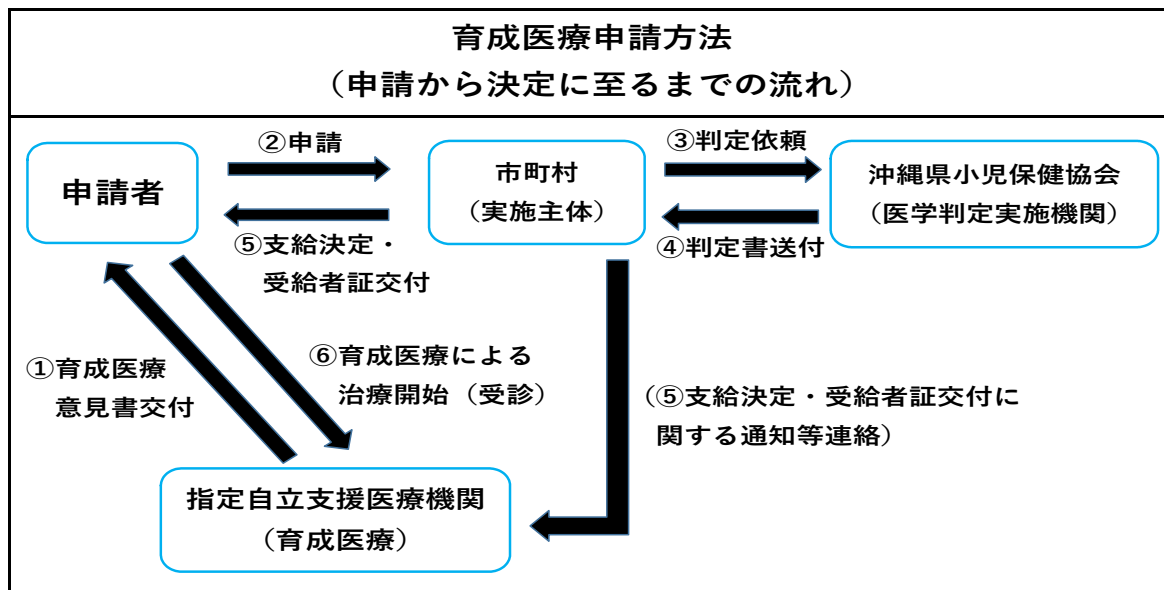
※対象となる障がいと標準的な治療の例

- ・股関節脱臼・耳奇形・口蓋裂等⇒形成術
- ・唇顎口蓋裂の手術以外に歯科矯正が必要な場合
- ・心臓手術、人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)
- ・小腸機能障害⇒中心静脈栄養法
- ・HIVによる免疫機能障害の抗HIV療法、免疫調節療法等
- ・その他の先天性内臓障害等の外科手術等

なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。



障がい者(児)・高齢者支援の充実



③療養介護医療給付事業 737万円

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関(施設)での医療にかかる給付を行う事業です。

④自立支援医療費審査事務手数料 19万円



障がい者(児)・高齢者支援の充実

市町村地域生活支援事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○市町村地域生活支援事業

6,153万円

障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」とする。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的、効率的に実施し、障がい者等の福祉増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に実施しています。

1. 意思疎通支援事業 【443万円】

①手話通訳設置事業 (281万円)

意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者等の支援を目的に手話通訳者を配置し庁舎内での支援や外出先での手話通訳者派遣支援の調整を行っています。

(主な経費) 手話通訳士会計年度任用職員報酬等 279万円

頸肩腕症検診料 2万円

②手話・要約筆記奉仕員派遣事業 (123万円)

聴覚障がい者の要望に応じて、通院や学校行事(三者面談、家庭訪問など)、会議や講演会などへの手話・要約筆記奉仕員の派遣(斡旋)をします。また、時間外及び休日の緊急時の派遣は委託にて実施しています。

(主な経費) 手話・要約筆記奉仕員派遣報償費等 79万円

時間外緊急コミュニケーション支援事業委託料 43万円

保険料 1万円

③手話奉仕員養成講座 (39万円)

聴覚障がい者への初歩的なコミュニケーション方法を学習すると共に、聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員の養成講座です。南城市との共同開催で実施します。

2. 相談支援事業 【2,252万円】

①障害者支援相談事業委託料 (1,573万円)

地域の障がい者等の福祉に関するいろいろな問題について障がい者等や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うため支援相談員を配置します。

町社協へ委託して事業を実施します。

②基幹相談支援センター設置事業 (679万円)

町社協に委託する障害者支援相談事業における支援相談員への指導助言・人材育成、権利擁護及び虐待防止体制の支援等を行うため基幹相談支援員を配置します。

また、町社協、地域包括支援センター、児童福祉等相談員(こども課)及び各機関と連携し総合的な相談支援体制づくりに取り組んでいきます。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

3. 発達障がい児支援事業 【1,031万円】

「親子通園事業」と「保育所等への巡回訪問支援事業」、「ペアレントプログラム」を児童発達支援センターの指定を受ける事業所へ委託し、取り組みます。

発達が気になるお子さんの相談は、町において引き続き取り組みます。

(親子通園事業)

子どもの発達が気になる保護者が子どもと一緒に小集団で行う保育事業に通い、子どもとの関わり方や子どもの特性を「親子通園事業」の職員と共に考えます。

(保育所等への巡回訪問支援事業)

発達障がい等に関する知識を有する専門員が町内認可保育所等へ訪問し保育士や保護者に対し、子どもの特性や関わり方に関する助言を行います。

(ペアレントプログラム)

保護者が子どもの発達の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう学習方式で行うプログラムを行います。

(発達相談)

発達が気になる子の保護者に対して、心理士が相談対応します。

(主な経費) 発達支援心理士報酬等 (337万円)

児童発達支援委託料 (694万円)

4. 南風原町障がい者自立支援協議会謝礼金 【13万円】

地域の相談支援をはじめとする、地域の障がい福祉に関する協議をします。

※障がい者等の自立した地域生活を支援するための方策や、処遇困難な障がい者等への支援の方策等を協議します。

5. 日常生活用具給付等事業 【749万円】

障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付をします。

(主な用具) ストマ、紙おむつ、吸引・吸入器、血圧計、
視覚障がい者用体温計、
聴覚障がい者用情報通信機器(FAX)等

6. 移動支援事業 【255万円】

屋外の移動に困難がある障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すために、外出支援を行う事業です。

(主な経費) 移動支援事業費 (252万円)

地域生活支援事業支払委託料 (3万円)

障がい者(児)・高齢者支援の充実

7. 地域活動支援センター機能強化事業 【450万円】

地域で生活する障がい者等が、憩いと利用者間の交流の場として利用する場所で地域の方との交流会などがあります。また、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など便宜を図り機能訓練・社会適応訓練の活性化を目的とする事業です。

8. 福祉機器リサイクル事業委託料 【16万円】

不用になった福祉機器を譲り受け修理し、必要とする方へ貸し出しを行っています。

町社協へ委託して事業を実施します。

(対象用具) ・特殊ベッド《介護ベッド》 ・シャワーチェア ・車椅子等

9. その他事業 【318万円】

①日中一時支援事業 (171万円)

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を支援することを目的とする事業です。

また、人工呼吸器を装着するなどの重度の障がい児を対象とした、医療型日中一時支援事業も行っています。

②社会参加支援事業 (92万円)

イ. 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点字での訳、声での訳などの方法を使って、町の広報や障がい者が地域生活をする上で、必要度の高い情報などを定期的に提供します。令和2年度から町のホームページに声の広報を掲載しています。

(主な経費) 点字・声の広報等発行事業委託料 50万円

ロ. レクリエーション活動支援事業

障がい者等が、個々の能力や適性に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようスポーツ教室を開催しています。

集団及び個々でできるリズム体操や道具を使った協調運動等を行っています。

(主な経費) Mixスポーツ教室委託料 22万円

ハ. 自動車運転免許取得・改造助成金 20万円

③障がい者虐待防止に係る経費 (55万円)

(主な経費) 障がい者虐待防止等ワーキング会謝礼金 10万円

障がい者虐待緊急一時保護委託料 44万円

医師意見書作成手数料 1万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

10. 障害程度区分認定調査等事業 【570万円】

障がい者の介護の必要度を認定するための調査を行います。区分の認定には障害程度区分認定審査会の審査を必要としますので、2カ月程度の期間を要します。

(主な経費) 区分認定調査員報酬等 532万円
主治医意見書作成手数料 38万円

11. 成年後見制度利用支援事業費 【56万円】

障害等により、物事を判断する能力が十分でない方に対して、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

障害者週間(12月3日～12月9日)の取組 ～ちむぐるで つくる みんなの町～



【障がい者スポーツパネル展】



【か・ポッチャ GP】



【ブラインドサッカー体験会】



障がい者(児)・高齢者支援の充実

介護給付・訓練等給付事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○介護給付・訓練等給付事業

13億3,467万円

心身に障がいや難病等がある方に、障がいの程度や介護の必要度、また身の周りの状況等によって、生活を支えるための様々なサービス等を提供します。

1. 障害福祉サービス(障がい者を対象) 【8億7,719万円】

①居宅介護

障がいのある方で、日常生活に対する支援が必要な方に対して入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、掃除等の家事援助を訪問介護員(ホームヘルパー)が行います。

②重度訪問介護

重度の障がいや常時介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の異動の補助をします。

③同行援護

視覚障がいの為、移動に著しい困難を有する障がい者と同行し、余暇活動等の外出時に移動に必要な情報の提供をすると共に、排せつ、食事等の必要な支援を行います。

④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を必要とする方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護排せつ等の必要な援助を行います。

⑤療養介護

医療機関(施設)において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話等必要な医療を要する方に健康の維持及び療育支援を行います。

⑥生活介護

常時介護を必要とする障がい者で、主として昼間、支援施設等において入浴、排せつ、食事等の日中介護を行い、創作活動又は、生産活動の機会を提供します。

⑦短期入所

介護を行う家族等が、疾病等の理由により、一時的に介護が出来なくなった場合等に障がい者(児)を施設で預かり、必要な支援を行います。

⑧施設入所支援

施設に入所している障がい者等に対して、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

⑨自立訓練《生活訓練》

食事や家事等の日常生活向上のための支援や相談を行い、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の安定を図ると共に障がい者等の生活の安定を図ります。

⑩自立訓練《機能訓練》

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

⑪就労移行支援

就労を希望する障がい者等に対して、一定期間にわたり職業訓練等を通じて、一般就労に必要な知識、能力向上のための訓練を行います。

⑫就労継続支援《A型・B型》

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等において施設へ通所することによって就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行います。

⑬共同生活援助

障がい等を持った方が、生活援助体制を備えたアパート等において共同生活による自立した生活が送れるよう支援します。

⑭計画相談支援給付

指定特定相談支援事業所が、障害福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援するために作成するサービス等利用計画やモニタリング報告書を基に町は利用者の意向に沿った福祉サービスを決定し支援します。

⑮高額障害福祉サービス費

障害福祉サービス、障害児通所(又は入所)支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

2. 障害福祉サービス(障がい児を対象) 【4億4,317万円】

①児童発達支援

療育が必要な未就学児に対して、個別に集団療育を行い、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等、個々の特性にあった支援を行います。

②放課後等デイサービス

療育が必要な就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

③保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設等を訪問し、障害のある児童及び保育所等の支援者に対し、集団生活に適応するための支援方法等の指導・助言を行います。

④障害児相談支援給付

障害児通所支援の支給決定を受けた方に対して、指定障害児相談支援事業所が福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援する障害児支援利用計画やモニタリング報告書を作成します。町は障害児支援利用計画を基に利用者の意向に沿った支給決定をします。

⑤高額障害児通所給付費

障害福祉サービス、障害児通所(又は入所)支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

3. 補装具給付費 【1,150万円】

身体に障がいのある方(児童含む)が日常での生活を向上させるために失われた身体の機能を補うための福祉用具の給付や修理を行います。障がいの内容や程度に応じて、補装具の支給、修理を行います。本人の体に合うよう、オーダーメイドが可能な補装具もあります。

(補装具の例) 義手、義足、義眼、車いす、電動車いす、座位保持装置、補聴器、盲人安全杖、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、短下肢装具等

4. 委託料 【210万円】

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の支払いに係る審査事務等に要する処理委託料です。

5. 使用料及び賃借料 【71万円】

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の請求に係る二次審査事務を支援することを目的とした総合支援ソフトの使用料及び賃借料です。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

敬老会事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

○敬老会事業

109万円

町内に在住する80歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催し、長寿のお祝いをします。敬老会では琉球舞踊や演劇、民謡の演奏などの余興で長寿を祝っています。令和3年度はコロナ禍のため敬老会を開催できなかったため、代替え事業として自宅参加型イベント「ちゃーがんにゅう元気プロジェクト！」を開催しました。

主な経費

敬老会余興謝礼金 15万円

敬老会飲食代等 94万円



▲令和元年度の敬老会(保育園余興)



▲令和3年度の敬老会代替事業のポスター

高齢者慶祝記念品支給事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

○高齢者慶祝記念品支給事業

285万円

高齢者の長寿を祝い、長年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し記念品等を贈ります。トーチカ(88歳)の方に記念品、カジマヤー(97歳)、新百歳になられた方に祝状を贈呈します。

主な経費 高齢者慶祝記念品代等 285万円

